

福祉ガイド

令和4年9月改訂版

池田町

～ 目次 ～

第1章 各種障がい者手帳

身体障害者手帳	・・・・・・・・	1
療育手帳	・・・・・・・・	2
精神障害者保健福祉手帳	・・・・・・・・	3

第2章 補装具・福祉用具の給付

補装具	・・・・・・・・	4
日常生活用具給付等事業	・・・・・・・・	6
住宅改修費給付	・・・・・・・・	11
自動車改造費助成	・・・・・・・・	12

第3章 在宅・施設福祉サービス

障害福祉サービス	・・・・・・・・	13
障害児通所支援等	・・・・・・・・	15

第4章 福祉施設通所サービス等

保育・発達支援・教育等の 通所施設	・・・・・・・・	16
地域活動支援センター	・・・・・・・・	18

第5章 医療費の給付・助成

重度心身障害者医療費助成	・・・・・・・・	19
自立支援医療の給付	・・・・・・・・	20
難病の方への医療費の助成	・・・・・・・・	21
疾病治療費の給付等	・・・・・・・・	25

第6章 年金・手当・共済制度

障がいによる年金・手当	・・・・・・・・	27
心身障害者扶養共済制度	・・・・・・・・	34

第7章 各種料金の助成・減免等

重度身体障害者等交通費助成	．．．．．	35
障害者等通所・通園交通費助成	．．．．．	36
指定難病患者及び特定疾患患者通院費等助成	．．．．．	37
腎臓機能障がい者通院費助成	．．．．．	38
各種料金等の助成・減免	．．．．．	39
バス運賃の減額	．．．．．	42
池田町コミュニティバス乗車料金の減免	．．．．．	43
町内で運行する十勝バス乗車運賃の助成	．．．．．	44
航空運賃の減額	．．．．．	45
JR 旅客運賃の減額	．．．．．	45
有料道路通行料金の減額	．．．．．	46
ハイヤー（タクシー）利用料金の減額	．．．．．	47

第8章 税の控除・減免等

所得税・町道民税の控除	．．．．．	48
医療費の控除	．．．．．	49
自動車税種別割・軽自動車税種別割・ 環境性能割の免除	．．．．．	51
利子の非課税	．．．．．	53
事業税の減免	．．．．．	53
相続税の控除	．．．．．	54
贈与税の非課税	．．．．．	54

第9章 その他各種制度等

高齢者・障がい者等への各種制度	．．．．．	55
地域あんしんセンターいけだ	．．．．．	58
池田町災害時避難行動要支援者名簿への登録	．．．．．	60

・障がい者制度の早見表

・相談の窓口、保健福祉関係機関一覧

第1章 各種障がい者手帳

身体障害者手帳(身体障害者福祉法)

～身体障害者手帳の交付により、各種制度の利用が可能です～

【内容】

視覚・聴覚・肢体不自由・内部障がい等、身体に障がいがある方に、身体障害者手帳を交付しています。

この手帳の交付により、補装具の交付及び修理、医療費の助成、税金の控除、障害福祉サービス等を、利用することができます。

【交付の手続】

身体障害者手帳の交付を受けるには、医師の診断書(障がい種別ごとに所定の様式があります) 写真を持参のうえ、申請手続きをしてください。

詳しくは、池田町保健センター 福祉課 福祉係 にお問い合わせください。

【再交付の手続】

障がいの程度が変わったり、新たな障がいが生じたときは、障がい程度・種別等の変更を申請することができます。

又、手帳を紛失・破損したときは、手帳の再交付が受けられます。

手帳(紛失の場合は不要) 写真を持参のうえ、池田町保健センター 福祉課 福祉係 にて、再交付申請の手続きを行ってください。

【届出等】

手帳に記載されている住所や氏名が変わったときは、届出が必要です。

手帳を持参のうえ、池田町保健センター 福祉課 福祉係 に届出てください。

【手帳の返還】

障がい改善されたとき、手帳の所持者がお亡くなりになったとき等は、届出及び手帳の返還が必要となります。

手帳を持参のうえ、池田町保健センター 福祉課 福祉係 に届出てください。

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係 (電話：572-2100)

療育手帳(厚生労働省通知「療育手帳制度の実施について」)

～療育手帳の交付により、各種制度の利用が可能です～

【 内容 】

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された方に、療育手帳の交付を行っています。

この手帳の交付により、対象者への継続した指導・相談を行うとともに、医療費の助成、税金の控除、障害福祉サービス等を、利用することができます。

【 交付の手続 】

療育手帳の交付を受けるには、手続きの前に、心身の状態についての判定を受ける必要があります。

18歳未満の方は、北海道帯広児童相談所の判定、18歳以上の方は、北海道立心身障害者総合相談所(札幌市)での判定もしくは帯広市で行われる巡回相談にて判定を受けた後、療育手帳の交付を申請することとなります。

詳しくは、池田町保健センター 福祉課 福祉係 にお問い合わせください。

【 再交付の手続 】

障がいの程度が変わったときは、障がい程度等の変更を申請することができます。

又、手帳を紛失・破損したときは、療育手帳の再交付が受けられます。

手帳(紛失の場合は不要)写真を持参のうえ、池田町保健センター 福祉課 福祉係 にて、再交付申請の手続きを行ってください。

【 届出等 】

手帳に記載されている住所や氏名が変わったときは、届出が必要となります。

手帳を持参のうえ、池田町保健センター 福祉課 福祉係 に届出てください。

【 手帳の返還 】

障がいが改善されたとき、手帳の所持者がお亡くなりになったとき等は、届出及び手帳の返還が必要となります。

手帳を持参のうえ、池田町保健センター 福祉課 福祉係 に届出てください。

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係 (電話：572-2100)

③ **精神障害者保健福祉手帳**（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則）

～精神障害者保健福祉手帳の交付により、各種制度の利用が可能です～

【 内容 】

精神に障がいのある方に精神障害者保健福祉手帳を交付しています。この手帳の交付により、対象者への継続した指導・相談を行うとともに、医療費の助成、税金の控除、障害福祉サービス等を、利用することができます。

【 交付の手続 】

手帳の交付を受ける場合は、申請書に必要書類を添えて申請しますが、医師の診断書や年金証書等をもとに北海道立精神保健福祉センターにて、精神障害者保健福祉手帳判定会議により認定されます。

【 更新の手続 】

有効期限の3ヶ月前から更新の手続きが可能です。有効期限が経過しても更新手続きはできますが、2年以上経過している場合は新規での取り扱いとなります。

【 再交付の手続 】

障がいの程度が変わったときは、障がい等級の変更を申請することができます。

又、手帳を紛失・破損したときは、再交付が受けられます。

手帳(紛失の場合は不要) 写真を持参のうえ、池田町保健センター 福祉課 福祉係 にて、再交付申請の手続きを行ってください。

【 届出等 】

手帳に記載されている住所や氏名が変わったときは、届出が必要です。

手帳を持参のうえ、池田町保健センター 福祉課 福祉係 に届出てください。

【 手帳の返還 】

障がい改善されたとき、手帳の所持者がお亡くなりになったとき等は、届出及び手帳の返還が必要となります。

手帳を持参のうえ、池田町保健センター 福祉課 福祉係 に届出てください。

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係（電話：572-2100）

第2章 補装具・福祉用具の給付

補装具(障害者総合支援法)

～身体の一部を補う“装具”を交付・修理・借受けすることができます～

【内容】

「補装具」とは、身体の一部の欠損又は機能障がいを補い、日常生活や職業生活を行いやすくするために必要とされる用具をいい、障がいの内容や程度に応じ、交付・修理・借受けすることができます。

なお、補装具の交付・修理・借受けは、受給している年金等により内容や申請先が異なります。

(ア)年金の被保険者 国民年金受給者	池田町保健センター 福祉課 福祉係 (電話：572-2100)
(イ)共済年金受給者	各組合や共済の担当窓口
(ウ)労働者災害補償保険給付が受けられる場合、上記に関わらず下記のとおり 帯広労働基準監督署 (住所：帯広市西6条南7丁目、電話：0155-97-1245)	

又、介護保険制度と重複する装具は、介護保険給付が優先となります。

介護保険制度に該当しない方や、個別に対応（オーダーメイド）した装具が必要な方は、補装具の交付・修理・借受けの対象となります。

【対象者】

補装具の交付・修理・借受けは、身体障害者手帳の交付を受けている方、及び障害者総合支援法の対象（366疾病/令和3年11月現在）となる難病患者等で、障がい部位や程度等により、その用具の使用が必要と認められる方が対象です。対象者の詳細は、池田町保健センター 福祉課 福祉係 にお問い合わせください。

【対象用具】

交付する補装具の種目は、次ページのとおりです。

【費用の負担】

補装具の交付・修理・借受けにかかる費用は原則1割負担です。ただし、世帯の所得により月額上限額があり、一定所得以上の場合は給付対象外となります。

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係 (電話：572-2100)

補装具の種類及び申請先の一覧表

補装具の種類等		申請先		
		(ア) 池田町 保健センター 福祉係	(イ) 各 共 済 組 合 等	(ウ) 帯広労働基準 監督署
身体障がい者・ 身体障がい児とも に対象	義手()		各 共 済 組 合 等 に お 問 い 合 わ せ く だ さ い 。	
	義足()			
	靴型装具()			
	体幹装具()			
	座位保持装置()			×
	重度障害者用意 思伝達装置()			
	補聴器			
	盲人安全杖			
	義眼			
	眼鏡			
児童のみ 対象	座位保持椅子()			×
	起立保持具			×
	頭部保持具			×
	排便補助具			×
介護保険 重複	車椅子			
	電動車椅子			
	歩行器()			
	歩行補助杖			×
<p>障がいの部位や程度等により、装具ごとの対象者が異なる場合があります。また、同じ装具であっても、すべての用具が対象になるとは限りません。詳しくは、各申請先にお問い合わせください。</p> <p>印の補装具については借受けの対象となります。対象者は『借受けが適当である場合』として、以下の要件を満たす方を対象とします。</p> <p>身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合 障がいの進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要と認められる場合</p>				
<p>(イ)(ウ)では、一部の装具について対象外となっている場合があり、その場合は 池田町保健センター 福祉課 福祉係 が申請先となります。</p>				

日常生活用具給付等事業 (池田町日常生活用具給付等事業実施要綱)

～日常生活に必要な福祉用具を給付又は貸与します～

【 内容 】

在宅で生活する身体、精神、知的障がいのある方、又は障害者総合支援法の対象（366疾病/令和3年11月現在）となる難病患者等に、日常生活の便宜を図るため福祉用具を給付（又は貸与）します。

なお、介護保険制度の「福祉用具貸与」、又は「福祉用具購入費の支給」と重複する用具（下記参照）は、介護保険制度での貸与等が利用できない方に限り、この事業による給付又は貸与を受けることができます。

《介護保険制度》

- ・福祉用具貸与 ～ 特殊寝台、特殊マット、体位変換器、歩行支援用具、移動用リフト
- ・福祉用具購入費支給 ～ 特殊尿器、入浴用補助用具、便器、簡易浴槽

【 対象者 】

日常生活用具の対象者は、福祉用具の種類ごとに定められています。給付又は貸与する用具の「種目」及び「用具ごとの対象者」は、7～10ページをご覧ください。

【 費用の負担 】

日常生活用具の給付又は貸与の利用者負担は、原則1割となっています。ただし、世帯の所得により月額上限額があります。

【 利用方法 】

日常生活用具の給付又は貸与を利用するには、申請の手続きが必要です。申請の手続き等ご不明な点は、池田町保健センター 福祉課 福祉係 にお問い合わせください。

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係（電話：572-2100）

日常生活用具給付等事業の「種目」及び「用具ごとの対象者」一覧表
(池田町日常生活用具事業実施要綱_別表1)

種目	対象者		基準額 (円)	耐用 年数	備考	
	障害者・児	難病患者				
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の者であって、18歳以上の者	寝たきりの状態にある者	154,000	8	
	特殊マット	1 下肢又は体幹機能障害1級の者(常時介護を要する者に限る)であって、原則として18歳以上の者 2 下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であって、原則として3歳以上の者 3 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者であって、原則として3歳以上の者	寝たきりの状態にある者	19,600	5	
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の者(常時介護を要する者に限る)であって、原則として学齢児以上の者	自力で排尿できない者	67,000	5	
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。)であって、原則として3歳以上の者	左記の状態と同程度の者	82,400	5	
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)であって、原則として3歳以上の者	寝たきりの状態にある者	15,000	5	
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者であって、原則として3歳以上の者	下肢又は体幹機能に障害のある者	159,000	4	
	訓練いす(児童のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であって、原則として3歳以上の者	左記の状態と同程度の者	33,100	5	
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の者であって、原則として学齢以上の者	下肢又は体幹機能に障害のある者	159,200	8	
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する下肢又は体幹機能障害の者であって、原則として3歳以上の者	入浴に介助を要する者	90,000	8	
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者であって、原則として学齢児以上の者	常時介助を要する者	4,450	8	
	T字状・棒状つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者であって、原則として3歳以上の者	左記の状態と同程度の者	木製 2,200 軽金属性 3,000	3	
	移動・移乗支援用具		下肢が不自由な者	60,000	8	
	頭部保護帽(注1)	知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	左記の状態と同程度の者	A 15,200 B 36,750	3	レディメイドによる製品については、基準単価の80%の範囲内の額とする

自立生活支援用具（続き）	特殊便器	1 上肢障害 2 級以上の者であって、原則として学齢児以上の者 2 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者であって、原則として学齢児以上の者	上肢機能に障害のある者	151,200	8	
	火災警報機	1 身体障害等級 2 級以上の者であって、火災の発生の感知及び避難が困難な者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 2 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者	左記の状態と同程度の者	15,500	8	
	自動消火器	2 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700	8	
	電磁調理器	1 視覚障害 2 級の以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 2 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であって 18 歳以上の者	左記の状態と同程度の者	41,000	6	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級の以上の者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	7,000	10	
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級の以上の者（聴覚障害者のみ世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	左記の状態と同程度の者	87,400	10	
	保護ブーツ	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者であり、下肢装具を装着し若しくは車いすを常用している者であって、原則として 3 歳以上の者	左記の状態と同程度の者	15,000	3	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上の者であり、自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者であって、原則として 3 歳以上の者	左記の状態と同程度の者	51,500	5	
	ネブライザー	呼吸器機能障害 3 級以上の者又は同程度の身体障害者であり、医師の意見書により必要と認められる者、原則として学齢児以上の者	呼吸器機能に障害のある者	36,000	5	
	電気式たん吸引器			56,400	5	
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	左記の状態と同程度の者	17,000	10	
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害 2 級以上の者であって、原則として学齢児以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	左記の状態と同程度の者	9,000	5	
	視覚障害者用体重計	視覚障害 2 級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）		18,000	5	

在宅療養等支援用具(続き)	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害者若しくは心臓機能障害者又は同程度の身体障害児・者であって、医療保険における在宅酸素療法を行う者若しくは人工呼吸器を装着する者	左記の状態と同程度の者	157,500	5	
	携帯用会話補助装置	音声機能障害若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であり、発声・発語に著しい障害を有する者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	98,800	5	
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具 (注2)	上肢機能障害2級以上の者、言語・上肢複合障害2級以上の者(文字を書くことが困難な者に限る)及び視覚障害2級の以上の者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	118,500	6	
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の者かつ聴覚障害2級以上の者であり、必要と認められる者であって、原則として18歳以上の者	左記の状態と同程度の者	383,500	6	
	点字器(注3)	視覚障害2級以上の者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	標準型A 10,400 標準型B 6,600 携帯型A 7,200 携帯型B 1,650	7 7 5 5	価格は点筆を含むものとする
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の者(本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)	左記の状態と同程度の者	63,100	5	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	89,800	6	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	115,000	6	
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害児・者であり、本装置により文字等を読むことが可能になる者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	198,000	8	
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の者(音声時計は触読式時計の使用が困難な者)であって、原則として18歳以上の者	左記の状態と同程度の者	触読時計 10,300 音声時計 13,300	10	
	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害2級以上の者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	29,000	6	
	聴覚障害者通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	71,000	5	
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置の使用によりテレビの視聴が可能になる児・者	左記の状態と同程度の者	88,900	6	

情報・意思疎通支援用具(続き)	人工喉頭	喉頭摘出者		笛式 5,000 電動式 70,100	4 5	
	障害者用電話(貸与)	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者	左記の状態と同程度の者	83,300		
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	1 視覚障害2級以上の者であって、原則として18歳以上の者 2 視覚障害児であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	1,030,000		
	点字図書	視覚障害2級以上の者であり、主に情報の入手を点字によっている視覚障害児・者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	町長の認めた額		給付対象者1人につき年間6タイトル又は24巻を限度とする
排泄管理支援用具	ストマ装具	ストマ増設者であって、原則として3歳以上の者		畜便袋 8,600 畜尿袋 11,300		
	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	高度の排便若しくは排尿機能障害者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者であって、原則として3歳以上の者(注4)	左記の状態と同程度の者	紙おむつ 12,000		
	収尿器	高度の排尿機能障害者	左記の状態と同程度の者	男性用 普通型 7,700 簡易型 5,700 女性用 普通型 8,500 簡易型 5,900		
住宅改修費	居室生活動作補助用具	以下の障害を有し、原則として学齢児以上の者 1 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 2 乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)3級以上の者(特殊便器への取り替えをする場合は、上肢障害2級以上の者)	下肢又は体幹機能に障害のある者	200,000		

(注1) Aタイプ: スポンジ、革を主材料に制作 Bタイプ: スポンジ、革、プラスチックを主材料に制作

(注2) 障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフトをいう

(注3) 標準型A: 32マス18行、両面書真鍮板製 標準型B: 32マス18行、両面書プラスチック製
携帯型A: 32マス4行、片面書アルミニウム製 携帯型B: 32マス12行、片面書プラスチック製

(注4) 紙おむつの支給対象者は、3歳以上であって、次のいずれかに該当する者とする。

- 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん若しくはストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者、先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害若しくは高度の排便機能障害のある者又は先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具を必要とする者。
- 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排便若しくは排便の意思表示が困難な者で、医師により必要と認められるもの(医師の意見書必要)。

住宅改修費給付(池田町日常生活用具給付等事業実施要綱)

～住居の段差解消等の改修にかかる費用について給付します～

【 内容 】

在宅で生活している重度の身体障がいがある方や障害者総合支援法の対象(366疾病/令和3年11月現在)となる難病患者等に対し、動作を補助するための用具購入及び住居改修に必要な経費の一部についての給付を行います。

【 対象者 】

住宅改修費の給付対象者は、以下のとおりです。

以下の(ア)(イ)ともに該当する方が対象です。

(ア)身体障害者手帳(下肢1級～2級、体幹1級～2級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの移動障がい1級～3級)の所持者。又は難病患者等であって下肢及び体幹機能に障がいのある方

(イ)学齡児(小学生)以上の方

「特殊便器への取り替え」については、上肢障がい1級～2級の方が対象。

【 改修等の範囲 】

住宅改修費の給付は、対象者が現に居住する住居について行われる以下のような「改修工事費」及び「補助用具の購入」が対象となります。

(ア)手すりの取付け	(エ)引き戸等扉の取替え
(イ)段差の解消	(オ)洋式便器等への便器の取替え
(ウ)滑り防止等のための床材変更	(カ)その他必要な改修

【 給付方法 】

住宅改修費の給付は、20万円を限度として、原則1回に限り給付されます。なお、原則1割自己負担ですが、世帯の所得により月額上限額があります。

介護保険との重複給付はできません。

住宅工事着工前の申請が必要です。

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係（電話：572-2100）

自動車改造費助成(池田町社会参加促進事業実施要綱)

～障がいのある方が自動車を改造する場合の費用の一部を助成します～

【 内容 】

重度身体障がい者が就労又は社会参加活動に参加するために使用する自動車を改造する場合、改造に要する経費の一部を助成します。

【 対象者 】

自動車改造費助成の対象者は、以下のいずれにも該当する方です。

以下の種別及び程度等級の身体障害者手帳を所持する方
(ア) 上肢機能障がいの1級～2級
(イ) 下肢機能障がいの1級～2級
(ウ) 体幹機能障がいの1級～2級
特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

【 助成の額等 】

助成の対象となる車両は、障がい者自らが所有し、又は運転する自動車のハンドル、アクセル及びブレーキ等の改造に要する経費で、1車両1回に限り10万円以内となります。改造前に必ず下記の申請先に申請ください。

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係（電話：572-2100）

第3章 在宅・施設福祉サービス

障害者総合支援法のもと、障がいのある方が地域で安心して生活するため、障がいの種別（身体・知的・精神・難病等（ 1 ））にかかわらず必要な障害福祉サービスを受けることができます。

又、自らがサービスを選択し、施設や事業所と契約してサービス（介護給付・訓練等給付・相談支援給付）を利用することができ、利用者本位のサービス提供を基本としています。

（ 1 ）難病等とは...障害者総合支援法の対象となる366疾病（令和3年11月現在）

障害福祉サービス

～在宅サービスや施設入所等のサービスを行います～

1 利用の流れ

1) 相談・申請

市町村又は指定特定相談支援事業者 に相談します。サービスが必要な場合は市町村に申請します。

指定特定相談支援事業者とは、都道府県及び市町村より指定を受けた事業所のことで、障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援等を行います。

2) 調査

障がい者又は障がい児の保護者と面接して、心身の状況や生活環境等についての調査を行います。

3) 審査・判定

調査の結果及び医師の診断結果をもとに、市町村の審査会で審査・判定が行われ、どのくらいサービスが必要な状態（障害支援区分）かが決められます。

4) 決定（認定）・通知

障害支援区分や生活環境、申請者の要望等をもとにサービスの支給量等が決定され、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

5) 事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。

サービス利用に関して支援を必要とする人は、相談支援事業者にサービス利用計画の作成を依頼できます。（作成費は無料です）

6) サービスの利用開始

受給者証を提示してサービスを利用し、原則として利用者負担（1割）を支払います。

2 障害福祉サービスの内容

	サービス名 (対象障害支援区分)	サービス内容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ) (区分1~区分6)	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事援助、生活等に関する相談や助言を行います。
	重度訪問介護 (区分4~区分6)	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人や、重度の知的・精神障がい者で行動障がいがある人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護 (区分3~区分6)	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援 (区分6)	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所(ショートステイ) (区分1~区分6)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護 (区分5~区分6)	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護 (区分3~区分6) 50歳以上は区分2~	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援 (区分4~区分6) 50歳以上は区分3~	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	上記訓練を宿泊を通して行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	就労定着支援	利用者との対面による相談等や雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等を行います。
	自立生活援助	定期的な居宅訪問等により利用者の状況把握し、必要な情報提供や助言等の支援を行います。
相談支援給付	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行います。

【 対象者 】

サービス対象者は、心身等の障がい等により日常生活を営むのに支障がある方であって、介護保険制度によるサービスを利用できない方です。

【 利用方法等 】

障害福祉サービスの利用は、池田町保健センター 福祉課 福祉係(電話 : 572-2100) にご相談ください。

障害児通所支援等

【 内容 】

障がいのある児童が下記のサービスの中から必要とするサービスを利用するための制度です。利用したいサービスを選択し、サービス提供事業者と契約を結んでサービスを受けることができます。

障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

1) 支給申請・調査
2) サービス等利用計画の提出
3) 支給決定
4) 利用施設と契約

【通所・入所支援】

	サービス名	内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	未就学の障がい児に児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	訪問先において発達支援の提供を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	従来の障がい種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障がい以外の障がいを受け入れた場合に、その障がいに応じた適切な支援を提供します。又、医療型はこのほか医療も提供します。 重症心身障害児施設は、重症心身障がいの特性を踏まえ児者一貫した支援の継続を可能とします。 現に入所していた者が退所させられないように配慮されます。又、引き続き入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認める時は、満20歳に達するまで利用することができます。
	医療型障害児入所施設	

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係（電話：572-2100）

第4章 福祉施設通所サービス等

保育・発達支援・教育等の通所施設

～通園、通所、通学等により、心身の障がい等に応じた保育、発達支援、教育を行います～

【 保育 】

心身に障がいのある児童について、保育の受け入れを行っています。

池田保育園（社会福祉法人池田光寿会）	定員：120人
所在地：池田町字西2条10丁目2-1	電話：572-3659

保育の内容等については、池田保育園にお問い合わせください。

池田保育園への入所手続等については、**保健センター 保健子育て課 子育て支援係**（電話：572-2100）にお問い合わせください。

【 発達支援 】

池田町発達支援センター

発達支援センターは、心やからだ、ことばの発達に心配のあるお子さんについて、保護者からの相談を受けています。お子さんの状況に応じて、定期的に通所しながら発達を促し、自立して生活できるよう必要な支援を行っています。

個別での療育を基本としていますが、お子さんの年齢や状況によっては少人数療育も実施しています。

また、必要に応じて、幼稚園・保育園、学校、帯広児童相談所、医療機関等の関係機関との連携を図っています。

池田町内に住む18歳以下の子どもを対象としています。

発達支援センターへの相談・通所については、下記にお問い合わせください。

池田町発達支援センター(保健センター内)	
所在地：池田町字西3条5丁目2	電話：572-5495

【 教育 】

特別支援学校

心身に障がいのある児童・生徒が通学する学校について、その障がいの内容等により以下の特別支援学校(十勝管内分)があります。

十勝管内の特別支援学校

北海道帯広盲学校(視覚障がい)	
所在地：帯広市西25条南2丁目9-1	電話：0155-37-2028
北海道帯広聾学校(聴覚障がい)	
所在地：帯広市西25条南2丁目7-8	電話：0155-37-2017
北海道帯広養護学校(知的障がい)	
所在地：帯広市西25条南2丁目7-3	電話：0155-37-6773
北海道中札内高等養護学校(知的障がい)	
所在地：中札内村東5条南1丁目8番地	電話：0155-68-3266
北海道中札内高等養護学校幕別分校(知的障がい)	
所在地：幕別町南町81番地1	電話：0155-55-2121
北海道新得高等支援学校(知的障がい)	
所在地：新得町西2条南7丁目2	電話：0156-64-2020

お問い合わせ先：池田町教育委員会 学校教育係(電話：572-5222)

地域活動支援センター

～通所により、共同作業訓練、生活指導等を行います～

【 内容 】

身体・知的又は精神に障がいのある方等を対象に、通所による共同作業訓練や生活指導等を行います。

これらの団体は、指導員等の援助のもと、共同作業訓練や生活指導等を行う中から、対象者の自立した生活を支援し、社会復帰を図ることを目的としています。

名称	特定非営利活動法人クローバー共同作業所
対象種別	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者
開設時間	開所：毎週月曜日～金曜日、午前10時～午後4時
利用対象者	身体、知的又は精神障がいを有する方かつ通所可能であって、指導員の指示のもと集団生活を行うことができる方
申請先	池田町保健センター 福祉課 福祉係
所在地	池田町字西3条6丁目（ふれあいセンター内）2F
電話	572-3683

第5章 医療費の給付・助成

重度心身障害者医療費助成

(池田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例)

～心身に障がいのある方等が支払う医療費の一部を助成します～

【 内容 】

重度の心身障がいを有する方の医療費の自己負担について、助成を行います。

【 対象者 】

重度心身障がい者への医療費助成は、受給者の生計を主として維持している方の前年または前々年の所得額が一定額以内であり、医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であって、次に該当する方が対象です。

重 度 心 身 障 が い 者 (本 人)	(ア) 身体障害者手帳(1級又は2級)の所持者
	(イ) 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
	(ウ) 身体障害者手帳(3級で、その障がい部位が、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい)の所持者
	(エ) 肢体不自由・盲・ろうあ等の障がいを有する者で、おおむねIQ50以下であって、日常生活において介護を必要とすると診断された方
	(オ) 重度の知的障がい(おおむねIQ35以下)と診断された方
生活保護受給世帯は、この助成の対象者から除きます。	

【 助成方法 】

対象者に“重度心身障害者医療費受給者証”を交付します。

受給者証を掲示することにより、医療費の自己負担分について、支払いの一部又は全額が免除されます。

又、この助成の対象となる方であって、既に支払済みの医療費等がある場合は、領収書を添えて申請することにより後ほど支給を受けることができます。

【 手続方法等 】

重度心身障がい者への医療費助成は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(又は医師の診断書)印鑑、被保険者証を持参のうえ、役場 町民課 保険係 にて申請の手続きを行ってください。なお、他の医療費助成制度の対象者となっている方は、その受給者証等もご持参ください。

お問い合わせ先：役場 町民課 保険係(電話：572-3114)

自立支援医療の給付（障害者総合支援法）

～「更生医療」及び「精神通院医療」「育成医療」にかかる費用等を給付します～

【 内容 】

更生医療	満18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている方であって、更生相談所の判定により、日常生活や職業訓練等のため「特別な医療」が必要と認められた方へ、指定自立支援医療機関における必要な医療の給付を行います。 ・人工透析療法、人工関節置換術 等
精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方に対し、指定自立支援医療機関における必要な医療の給付を行います。 ・うつ病、統合失調症、てんかん 等
育成医療	身体障がいのある18歳未満の児童であって、身体に障がいを残すであろうと認められる障がいや疾患があり、確実な治療効果が期待し得る方に対し、指定自立支援医療機関における必要な医療の給付を行います。 ・口蓋裂等による形成術や歯科矯正、先天性股関節脱臼 等

【 助成方法 】

医療費は原則1割負担ですが、世帯の課税状況や本人の収入により、月額上限額が決まります。

医療費の助成は、対象者に「自立支援医療受給者証」の交付を行い、その受給者証を指定自立支援医療機関に提出することにより、必要な医療給付を受けることとなります。

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係（電話：572-2100）

【 その他 】

「重度心身障害者医療受給者証（19ページ）」、又は「ひとり親家庭等医療費受給者証」の交付を受けている方は、世帯の課税状況により、更生医療又は育成医療にかかる一部自己負担額について、さらに助成を受けることができます。

お問い合わせ先：役場 町民課 保険係（電話：572-3114）

難病の方への医療費の助成

～ 指定難病及び特定疾患治療にかかる一部負担金を助成します～

原因不明のため治療法が確立されていない「難病」といわれる疾患のうち、「指定難病」及び「特定疾患」にかかる医療費の助成が受けられます。

【 特定疾患治療費の助成 】 厚生省通知「特定疾患治療研究事業について」

下表の疾患により「特定疾患医療受給者証」の交付を受けた方は、医療機関に支払う医療費の自己負担額が2割になります。

又、世帯の所得及び治療状況等に応じ負担の上限額が設定されています。

国が定める特定疾患 (平成30年10月1日現在)
1) スモン
2) 難治性の肝炎のうち劇症肝炎(更新のみ・新規申請は受付できません)
3) 重症急性膵炎(更新のみ・新規申請は受付できません)
4) プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)
5) 重症多形滲出性紅斑(急性期)重症多形
道が定める特定疾患
1) 突発性難聴
2) 溶血性貧血
3) ステロイドホルモン産生異常症
4) 難治性肝炎

なお、「特定疾患医療受給者証」の交付を受けている方は、医療機関等への通院費助成も受けることができます(37ページもご覧ください)。

【 指定難病治療費の助成 】 (難病の患者に対する医療費等に関する法律)

次ページ以降の表(指定難病一覧)の指定難病により「特定医療費(指定難病)受給者証」の交付を受けた方は、医療機関に支払う医療費の自己負担額が2割になります。

又、世帯の所得及び治療状況等に応じ負担の上限額が設定されています。

～ 指定難病一覧（令和3年11月1日現在）～

番号	病名	番号	病名
1	球脊髄性筋萎縮症	71	特発性大腿骨頭壊死症
2	筋萎縮性側索硬化症	72	下垂体性ADH分泌異常症
3	脊髄性筋萎縮症	73	下垂体性TSH分泌亢進症
4	原発性側索硬化症	74	下垂体性PRL分泌亢進症
5	進行性核上性麻痺	75	クッシング病
6	パーキンソン病	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
7	大脳皮質基底核変性症	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
8	ハンチントン病	78	下垂体前葉機能低下症
9	神経有棘赤血球症	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
10	シャルコー・マリー・トゥース病	80	甲状腺ホルモン不応症
11	重症筋無力症	81	先天性副腎皮質酵素欠損症
12	先天性筋無力症候群	82	先天性副腎低形成症
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	83	アジソン病
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	84	サルコイドーシス
15	封入体筋炎	85	特発性間質性肺炎
16	クロウ・深瀬症候群	86	肺動脈性肺高血圧症
17	多系統萎縮症	87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	88	慢性血栓性肺高血圧症
19	ライソゾーム病	89	リンパ脈管筋腫症
20	副腎白質ジストロフィー	90	網膜色素変性症
21	ミトコンドリア病	91	バッド・キアリ症候群
22	もやもや病	92	特発性門脈圧亢進症
23	プリオン病	93	原発性胆汁性胆管炎
24	亜急性硬化性全脳炎	94	原発性硬化性胆管炎
25	進行性多巣性白質脳症	95	自己免疫性肝炎
26	HTLV-1関連脊髄症	96	クローン病
27	特発性基底核石灰化症	97	潰瘍性大腸炎
28	全身性アミロイドーシス	98	好酸球性消化管疾患
29	ウルリッヒ病	99	慢性特発性偽性腸閉塞症
30	遠位型ミオパチー	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
31	ベスレムミオパチー	101	腸管神経節細胞減少症
32	自己食食空胞性ミオパチー	102	ルピンシュタイン・テイビ症候群
33	シュワルツ・ヤンベル症候群	103	CFC症候群
34	神経線維腫症	104	コステロ症候群
35	天疱瘡	105	チャージ症候群
36	表皮水疱症	106	クリオピリン関連周期熱症候群
37	膿疱性乾癬(汎発型)	107	若年性特発性関節炎
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	108	TNF受容体関連周期性症候群
39	中毒性表皮壊死症	109	非典型溶血性尿毒症症候群
40	高安動脈炎	110	ブラウ症候群
41	巨細胞性動脈炎	111	先天性ミオパチー
42	結節性多発動脈炎	112	マリネスコ・シェーグレン症候群
43	顕微鏡的多発血管炎	113	筋ジストロフィー
44	多発血管炎性肉芽腫症	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	115	遺伝性周期性四肢麻痺
46	悪性関節リウマチ	116	アトピー性脊髄炎
47	パージャール病	117	脊髄空洞症
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	118	脊髄髄膜瘤
49	全身性エリテマトーデス	119	アイザックス症候群
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	120	遺伝性ジストニア
51	全身性強皮症	121	神経フェリチン症
52	混合性結合組織病	122	脳表ヘモジデリン沈着症
53	シェーグレン症候群	123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
54	成人スチル病	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
55	再発性多発軟骨炎	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
56	ベーチェット病	126	ペリー症候群
57	特発性拡張型心筋症	127	前頭側頭葉変性症
58	肥大型心筋症	128	ピッカースタッフ脳幹脳炎
59	拘束型心筋症	129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
60	再生不良性貧血	130	先天性無痛無汗症
61	自己免疫性溶血性貧血	131	アレキサンダー病
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	132	先天性核上性球麻痺
63	特発性血小板減少性紫斑病	133	メビウス症候群
64	血栓性血小板減少性紫斑病	134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
65	原発性免疫不全症候群	135	アイカルディ症候群
66	IgA腎症	136	片側巨脳症
67	多発性嚢胞腎	137	限局性皮膚異形成
68	黄色靱帯骨化症	138	神経細胞移動異常症
69	後縦靱帯骨化症	139	先天性大脳白質形成不全症
70	広範脊柱管狭窄症	140	ドラベ症候群

番号	病名	番号	病名
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	212	三尖弁閉鎖症
142	ミオクロニー欠伸てんかん	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
144	レノックス・ガストー症候群	215	ファロー四徴症
145	ウエスト症候群	216	両大血管右室起始症
146	大田原症候群	217	エプスタイン病
147	早期ミオクロニー脳症	218	アルポート症候群
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	219	ギャロウェイ・モワト症候群
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	220	急速進行性糸球体腎炎
150	環状20番染色体症候群	221	抗糸球体基底膜腎炎
151	ラスムッセン脳炎	222	一次性ネフローゼ症候群
152	PCDH19関連症候群	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	224	紫斑病性腎炎
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	225	先天性腎性尿崩症
155	ランドウ・クレフナー症候群	226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
156	レット症候群	227	オスラー病
157	スタージ・ウェーバー症候群	228	閉塞性細気管支炎
158	結節性硬化症	229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
159	色素性乾皮症	230	肺胞低換気症候群
160	先天性魚鱗癬	231	1-アンチトリプシン欠乏症
161	家族性良性慢性天疱瘡	232	カーニー複合
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	233	ウォルフラム症候群
163	特発性後天性全身性無汗症	234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
164	眼皮皰白皮症	235	副甲状腺機能低下症
165	肥厚性皮膚骨膜炎	236	偽性副甲状腺機能低下症
166	弾性線維性仮性黄色腫	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
167	マルファン症候群	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
168	エーラス・ダンロス症候群	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
169	メンケス病	240	フェニルケトン尿症
170	オクシピタル・ホーン症候群	241	高チロシン血症1型
171	ウィルソン病	242	高チロシン血症2型
172	低ホスファターゼ症	243	高チロシン血症3型
173	VATER症候群	244	メーブルシロップ尿症
174	那須・ハコフ病	245	プロピオン酸血症
175	ウィーバー症候群	246	メチルマロン酸血症
176	コフィン・ローリー症候群	247	イソ吉草酸血症
177	ジュベール症候群関連疾患	248	グルコーストランスポーター1欠損症
178	モワット・ウィルソン症候群	249	グルタル酸血症1型
179	ウィリアムズ症候群	250	グルタル酸血症2型
180	ATR-X症候群	251	尿素サイクル異常症
181	クルーゾン症候群	252	リジン尿性蛋白不耐症
182	アペール症候群	253	先天性葉酸吸収不全
183	ファイファー症候群	254	ボルフィリン症
184	アントレー・ピクスラー症候群	255	複合カルボキシラーゼ欠損症
185	コフィン・シリス症候群	256	筋型糖原病
186	ロスムンド・トムソン症候群	257	肝型糖原病
187	歌舞伎症候群	258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
188	多脾症候群	259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
189	無脾症候群	260	システロール血症
190	鯉耳腎症候群	261	タンジール病
191	ウェルナー症候群	262	原発性高カイロミクロン血症
192	コケイン症候群	263	脳腱黄色腫症
193	ブラダー・ウィリ症候群	264	無リポタンパク血症
194	ソトス症候群	265	脂肪萎縮症
195	ヌーナン症候群	266	家族性地中海熱
196	ヤング・シンプソン症候群	267	高IgD症候群
197	1p36欠失症候群	268	中條・西村症候群
198	4p欠失症候群	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
199	5p欠失症候群	270	慢性再発性多発性骨髄炎
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	271	強直性脊椎炎
201	アンジェルマン症候群	272	進行性骨化性線維異形成症
202	スミス・マギニス症候群	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
203	22q11.2欠失症候群	274	骨形成不全症
204	エマヌエル症候群	275	タナトフォリック骨異形成症
205	脆弱X症候群関連疾患	276	軟骨無形成症
206	脆弱X症候群	277	リンパ管腫症/ゴーハム病
207	総動脈幹遺残症	278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
208	修正大血管転位症	279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
209	完全大血管転位症	280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
210	単心室症	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
211	左心低形成症候群	282	先天性赤血球形成異常性貧血

番号	病名	番号	病名
283	後天性赤芽球癆	311	先天性三尖弁狭窄症
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	312	先天性僧帽弁狭窄症
285	ファンコニ貧血	313	先天性肺静脈狭窄症
286	遺伝性鉄芽球性貧血	314	左肺動脈右肺動脈起始症
287	エプスタイン症候群	315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群) / LMX1B関連腎症
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	316	カルニチン回路異常症
289	クロンカイト・カナダ症候群	317	三頭酵素欠損症
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	318	シトリン欠損症
291	ヒルシユスブルング病(全結腸型又は小腸型)	319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
292	総排泄腔外反症	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
293	総排泄腔遺残	321	非ケトーシス型高グリシン血症
294	先天性横隔膜ヘルニア	322	ケトチオラーゼ欠損症
295	乳幼児肝巨大血管腫	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
296	胆道閉鎖症	324	メチルグルタコン酸尿症
297	アラジール症候群	325	遺伝性自己炎症疾患
298	遺伝性膀胱炎	326	大理石骨病
299	嚢胞性線維症	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
300	IgG4関連疾患	328	前眼部形成異常
301	黄斑ジストロフィー	329	無虹彩症
302	レーベル遺伝性視神経症	330	先天性気管狭窄症 / 先天性声門下狭窄症
303	アッシャー症候群	331	特発性多中心性キャスルマン病
304	若年発症型両側性感音難聴	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
305	遅発性内リンパ水腫	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
306	好酸球性副鼻腔炎	334	脳クレアチン欠乏症候群
307	カナバン病	335	ネフロン癆
308	進行性白質脳症	336	家族性低リボタンパク血症1(ホモ接合体)
309	進行性ミオクローヌスてんかん	337	ホモシチン尿症
310	先天異常症候群	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症

なお、「特定医療費（指定難病）受給者証」の交付を受けている方は、医療機関等への通院費助成も受けることができます（37ページもご覧ください）。

お問い合わせ先：北海道保健福祉部健康安全局地域保健課手当支給係
（電話：011-231-4111）

疾病治療費の給付等

～治療中の疾病により、医療費の給付や助成が受けられる場合があります～

【治療用装具の助成】(健康保険各法)

通院や入院中、医師が治療するために必要としたもののうち、治療用装具と認められるものについては、各健康保険による助成が受けられます。

治療用装具 = コルセット、サポーター、装具等

「重度心身障害者医療受給者証(19ページ)」又は「ひとり親家庭等医療費受給者証」の交付を受けている方は、自己負担額についてさらに助成が受けられません。詳しくは、役場 町民課 保険係 にお問い合わせください。

お問い合わせ先：加入している健康保険の担当窓口は、以下のとおりです。

後期高齢者医療 国民健康保険	役場 町民課 保険係 (電話：572-3114)
社会保険	帯広年金事務所 お客様相談室 (住所：帯広市西1条南1丁目 電話：0155-65-5002)
健康保険組合、共済組合等	各組合、共済の担当窓口

【人工透析・血友病の医療費給付】(健康保険各法「特定疾病療養受給証」)

人工透析又は血友病により、長期にわたり高額な医療費がかかる場合、医療費の給付が受けられます。(医療費の自己負担の限度額が所得に応じて月1万円(人工透析の上位所得者は2万円)になり、それを超える医療費について給付が行われます。)

人工透析治療が必要な方 ~ 身体障害者手帳(1ページ) 重度心身障害者医療費助成(19ページ)も、あわせてご覧ください。

血友病の治療が必要な方 ~ 20歳未満の方は小児慢性特定疾患の治療の手続きも、あわせて行ってください。

お問い合わせ先：加入している健康保険の担当窓口は、以下のとおりです。

後期高齢者医療 国民健康保険	役場 町民課 保険係 (電話：572-3114)
社会保険	帯広年金事務所 お客様相談室 (住所：帯広市西1条南1丁目 電話：0155-65-5002)
健康保険組合、共済組合等	各組合、共済の担当窓口

【 小児慢性特定疾患の治療 】(「児童福祉法」)

指定された医療機関において、下記の疾患により入院又は通院の治療が必要な18歳未満の児童(20歳未満まで延長可)が対象です。

なお、治療にかかる医療費は、原則2割ですが、保護者の所得により自己負担上限額が設定されています。

対象となる疾患		16疾患群788疾病	(令和3年11月1日現在)
1) 悪性新生物	7) 糖尿病	13) 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	
2) 慢性腎疾患	8) 先天性代謝異常	14) 皮膚疾患	
3) 慢性呼吸器疾患	9) 血液疾患	15) 骨系統疾患	
4) 慢性心疾患	10) 免疫疾患	16) 脈管系疾患	
5) 内分泌疾患	11) 神経・筋疾患		
6) 膠原病	12) 慢性消化器疾患		

お問い合わせ先：北海道保健福祉部健康安全局地域保健課手当支給係
(電話：011-231-4111)

第6章 年金・手当・共済制度

障がいによる年金・手当

～病気やけがにより身体に障がいが発生したとき、年金が支給されます～

年金加入中の方が、病気やけがにより身体に障がいを有する状態となったとき、その障がいの程度により支給される年金です。

加入する年金により、障害基礎年金(国民年金)、障害厚生年金、各種共済組合の障害年金等があります。又、労働中の災害等による場合には、労働災害の年金の支給が行われる場合があります。

【 障害基礎年金 】(国民年金法)

国民年金に加入中の方等を支給対象とした年金です。

対 象 者	<p>障がいの発生日(初診日)に、以下の方 国民年金加入中 20歳未満 60歳以上65歳未満 加入期間についての保険料納付(免除含む)状況が、以下の方 初診日の前日において、初診日がある月の2ヶ月前までの加入期間、3分の2以上の期間について納付又は免除されていること 初診日の前日において、初診日がある月の2ヶ月前までの直近1年間に未納がないこと 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている方は、対象外。 対象となる障がい程度については、役場 町民課 戸籍年金係 にお問い合わせください。</p>		
支 給 額 等	<p>障がい認定日の翌月分から支給を開始し偶数月に2ヶ月分ずつ支給します。 「障がい認定日」とは、「初診日から1年6ヶ月を経過した日」、又は「障がい固定したと認められる日」をいいます。</p> <p>障害基礎年金の額 (令和4年度)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">1級 ~ 年額 972,250 円</td> <td style="width: 50%;">2級 ~ 年額 777,800 円</td> </tr> </table> <p>身体障害者手帳の等級と障害基礎年金の等級は、違うものですのでご注意ください。 18歳未満又は20歳未満の重度身体障がいの子がいる場合 2人までは223,800円/人 3人目から74,600円/人 が加算される場合があります。</p>	1級 ~ 年額 972,250 円	2級 ~ 年額 777,800 円
1級 ~ 年額 972,250 円	2級 ~ 年額 777,800 円		

そ の 他	<p>事後重症制度 ~ 障がい認定日には障がい程度が軽い等の理由により支給対象とならなかった方で、その後65歳になるまでの間に等級2級以上に該当する障がいに至った場合、請求した日の翌月から、この年金が支給されます。</p> <p>特別障害給付金制度 ~ この制度は、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障がい者に対して福祉的措置を講じる観点から給付を行う制度です。</p> <p>平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金保険等に加入していた方の配偶者</p> <p>上記に該当する方であって、任意加入していなかった期間中に生じた傷病が、現在、障害基礎年金の1・2級相当の障がいの状態にある方。</p> <p>支給額（令和4年度）</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>障害基礎年金1級相当に該当する方：月額</td> <td style="text-align: right;">52,300 円</td> </tr> <tr> <td>障害基礎年金2級相当に該当する方：月額</td> <td style="text-align: right;">41,840 円</td> </tr> </table>	障害基礎年金1級相当に該当する方：月額	52,300 円	障害基礎年金2級相当に該当する方：月額	41,840 円
障害基礎年金1級相当に該当する方：月額	52,300 円				
障害基礎年金2級相当に該当する方：月額	41,840 円				

お問い合わせ先：役場 町民課 戸籍年金係（電話：572-3114）

【 障害厚生年金・障害手当金 】（*厚生年金法*）

厚生年金に加入中の方を支給対象とした年金です。

厚生年金加入中(在職中)に、障がい発生日(初診日)がある方が対象となり、その障がい程度等により、1級から3級に区分されています。

対象者にかかる「保険料の納付条件」は、障害基礎年金と同様です。
 障がいの程度が年金の対象とはならない方に、障害手当金が支給される場合があります。

お問い合わせ先

帯広年金事務所（住所：帯広市西1条南1丁目、電話：0155-65-5002）

【 共済組合の障害年金 】（*国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法等*）

各種共済組合に加入中の方を支給対象とした、障害年金及び障害一時金の支給があります。

お問い合わせ先：各共済組合等の担当窓口

【 特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当 】

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)

心身に障がいをもつ本人や父母等養育者を対象に支給される手当です。

		特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当
定義	説明	「障がい児」 精神、知的又は身体に中・重度の障がいをもつ <u>20歳未満の方</u>	「重度障がい児」 精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため常時介護を必要とする <u>20歳未満の方</u>	「特別障がい者」 精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため常時特別な介護を必要とする <u>20歳以上の方</u>
	目安	障害等級表 1(31 ^ハ -ジ)	障害等級表 2(32 ^ハ -ジ)	障害等級表 3(32 ^ハ -ジ)
		・ 身体障害者手帳 (1級～3級、4級の一部)	・ 身体障害者手帳 (1～2級)	・ 身体障害者手帳「障がい名」欄に1級が二つ以上、又は1級が一つと2～3級が二つ以上。
		・ 療育手帳 (A又はBの中度) ・ 精神障がい以上で上記手帳と同程度の方	・ 療育手帳(A) ・ 精神障がい以上で上記手帳と同程度の方	・ 療育手帳(A) ・ 精神障がい以上で上記手帳と同程度の方
対象者	「障がい児」の養育者	在宅の「重度障がい児」本人	在宅の「特別障がい者」本人	
	受給できない方等	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児が施設入所の場合(通所施設・養護学校の寄宿舎は除く) 定められた他の公的年金を受給している場合 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児が施設入所の場合(通所施設・養護学校の寄宿舎は除く) 定められた他の公的年金を受給している場合 	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所の場合 病院又は療養所に引続き3カ月以上入院している場合
手当額	1級～52,400円/月 2級～34,900円/月	14,850円/月	27,300円/月	
	(令和4年4月1日現在の額)			
支給方法	4月・8月・11月の年3回、各4ヶ月分ずつ指定の口座に振込	2月・5月・8月・11月の年4回、各3ヶ月分ずつ指定の口座に振込		
その他	障害児福祉手当と併給できる場合あり	特別児童扶養手当と併給できる場合あり	障害年金や老齢年金と併給できる場合あり	

上記以外にも併給制限等ありますので、お問い合わせください。

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係（電話：572-2100）

【 児童扶養手当 】(児童扶養手当法)

父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活安定と自立促進を目的に支給される手当です。

定 義	<p>「児童」とは、以下のとおりです。 18歳に達する日以降、最初の3月31日までの間にある児童 児童が心身に中程度以上の障がい（障害等級表 - 4（33ページ））を有する場合は、20歳未満まで手当を受けられます。</p>	
対象者	<p>「児童」の父母が以下の場合、その母（父）又は養育者が対象者。 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童 父（母）が死亡した児童 父（母）が重度の障がい（障害等級表 - 4（33ページ））の状態にある児童 父（母）の生死が明らかでない児童 父（母）に1年以上遺棄されている児童 父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 父（母）が1年以上拘禁されている児童 母が婚姻によらないで懐胎した児童 父母ともに不明である児童</p> <p>障害年金を受給している方は、令和3年3月分（令和3年5月支払い）から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として支給します。 障害年金以外の公的年金を受給している方は、その額が児童扶養手当額より低い場合、差額分を児童扶養手当として支給します。 手当の受給対象者や、受給対象者を扶養している家族等の所得状況により、支給制限があります。 詳しくは 役場 町民課 戸籍年金係 にお問い合わせください。</p>	
手当額 (月額)	(令和4年4月1日現在の額)	
	子どもが 1人の場合	全部支給：43,070円 一部支給：43,060円～10,160円（所得に応じて決定）
	子どもが 2人目の加算額	全部支給：10,170円 一部支給：10,160円～5,090円（所得に応じて決定）
	子どもが3人目 以降の加算額 (1人につき)	全部支給：6,100円 一部支給：6,090円～3,050円（所得に応じて決定）
支給方法	奇数月（1・3・5・7・9・11月の年6回）に指定の口座へ振込	
その他	特別児童扶養手当、障害児福祉手当と併給できる場合あり	

お問い合わせ先：役場 町民課 戸籍年金係（電話：572-3114）

障害等級表 1 特別児童扶養手当に関係

1 級	<p>次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の / 4 指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ / 2 指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</p> <p>両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</p> <p>両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>両上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2 級	<p>次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の / 4 指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ / 2 指標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p> <p>両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</p> <p>平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>一上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>両下肢の全ての指を欠くもの</p> <p>一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

障害等級表 2 障害児福祉手当に関係

<p>両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの</p> <p>両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも</p> <p>両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>両上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>両下肢の用を全く廃したもの</p> <p>両大腿を二分の一以上失ったもの</p> <p>体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの</p> <p>前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも</p> <p>精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも</p> <p>身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも</p>
--

障害等級表 3 特別障害者手当に関係

<p>以下の から について、2つ以上に該当する方、又は、1つに該当し介護を必要とする心身状態にある方、等</p> <p>次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の / 4 指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ / 2 指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</p> <p>両耳の聴覚レベルが100デシベル以上のもの</p> <p>両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも</p> <p>精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも</p>

障害等級表 4 児童扶養手当(父・母の障がい)に関係

次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの

ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の / 4 指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ / 2 指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの

ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

両上肢の機能に著しい障害を有するもの

両上肢の全ての指を欠くもの

両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

両下肢の機能に著しい障害を有するもの

両下肢を足関節以上で欠くもの

体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

心身障害者扶養共済制度（北海道「心身障害者扶養共済制度」により）

～心身に障がいがある方の保護者等への扶養共済制度があります～

【 内容 】

心身に障がいがある方の保護者等を加入対象とした扶養共済制度です。
保護者が死亡したときや重度の障がい者となったときに、請求にもとづきその月から1口あたり2万円(月額)の年金が、生涯にわたって支給されます。

【 対象者 】

扶養共済制度の加入対象者は、以下のとおりです。

心身に障がいのある方であって以下に該当する方を、現に扶養している保護者等
身体障害者手帳（1級から3級）の所持者
知的障がい者
上記と同程度の身体又は精神の障がいを有すると認められる方 （統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等）
北海道内に住所があること（札幌市の場合は別制度あり）
年齢が65歳未満であること
特別の疾病又は障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態にあること

【 掛金等 】

扶養共済制度の掛金は、加入者の年齢等により以下のとおりとなり、2口まで加入できます。なお、掛金を納付することが困難な方については、以下のとおり掛金の減免がなされます。平成20年度から掛金が変更になっています。

年齢区分	掛金月額	掛金の減免
35歳未満の方	9,300円	以下の場合に、掛金1口分について、減額を受けることができます。 生活保護を受けている方～掛金の「全額」が減額。 市町村民税非課税世帯の方～掛金の「5割」が減額。 市町村民税所得割非課税世帯の方～掛金の「3割」が減額。
35歳以上40歳未満の方	11,400円	
40歳以上45歳未満の方	14,300円	
45歳以上50歳未満の方	17,300円	
50歳以上55歳未満の方	18,800円	
55歳以上60歳未満の方	20,700円	
60歳以上65歳未満の方	23,300円	

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係（電話：572-2100）

第7章 各種料金の助成・減免等

重度身体障害者等交通費助成 (池田町重度身体障害者等交通費助成要綱)

～重度の身体障がい者を有する方に、交通費の一部を助成します～

【 内容 】

重度の身体障がい者を有する方へ、生活圏の拡大と福祉の増進を図ることを目的に、タクシー・ハイヤー乗車券又は車の給油券を交付します。

【 対象者 】

重度身体障害者等交通費助成の対象者は、以下のいずれにも該当する方

以下の種別及び程度等級の身体障害者手帳を所持する方
(ア) 1級(すべての障がい者対象)
(イ) 下肢障がいの2級～3級
(ウ) 体幹機能障がいの2級～3級
(エ) 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がいのうち移動機能障がいの2級～3級
身体障害者手帳を所持する方が属する世帯が町民税非課税世帯

【 助成方法等 】

タクシー・ハイヤーを利用した際に支払う運賃としてタクシー・ハイヤー乗車券(年額12,000円を上限)を使用することができます。

乗車券は、ワインタクシー株式会社(池田町)、福祉サポートとかち野(池田町)、帯広市ハイヤー協同組合加盟のタクシー等において利用できます。

給油券は障がい者自ら、又は障がい者(児)の保護者が自家用自動車を所有し運転する場合、乗車券に代えて給油券(年額12,000円を上限)の交付により、助成を受けることもできます。

給油券は、池田町内に所在する給油所で利用することができます。

交通費助成を希望する方は、身体障害者手帳を、給油券を希望する方はさらに車検証と免許証も持参のうえ、池田町保健センター 福祉課 福祉係にて、申請の手続きを行ってください。

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係(電話：572-2100)

障害者等通所・通園交通費助成 (池田町障害者等通所・通園交通費助成事業実施要綱)

～ 障がい者施設等への通所や通園に係る交通費の一部を助成します～

【 内容 】

在宅の障がいのある方に対し、池田町外にある障がい者施設等への通所や通園に係る交通費の一部を助成します。

【 対象者 】

障害者等通所・通園交通費助成の対象者は、池田町内に住所を有している在宅の障がい者等（生活保護受給者は除く。）で、池田町外に設置されている以下の対象施設に通所又は通園している方

対象となる施設

生活介護事業所	地域活動支援センター
自立訓練（宿泊型を除く。）事業所	日中一時支援事業所
就労移行又は就労継続支援事業所	デイケアを実施する保健所又は医療機関
児童発達支援（医療型を含む。）事業所	特別支援学校
放課後等デイサービス事業所	

【 助成方法 】

障害者等通所・通園交通費助成は、基準により算定された額について、助成されることとなり、助成を受けるには、あらかじめ「通所・通園証明書」を施設に持参し、通所・通園の証明を受け、申請書とあわせて提出する必要があります。

障害者等通所・通園交通費助成を希望する方は、池田町保健センター 福祉課 福祉係 にご相談ください。

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係（電話：572-2100）

指定難病患者及び特定疾患患者通院費等助成

(池田町指定難病患者及び特定疾患患者通院費等助成規程)

～指定難病及び特定疾患の治療のための、通院費の一部を助成します～

【 内容 】

指定難病又は特定疾患の治療を有する方及びその介護者に対し、通院及び入退院時に要する交通費を助成します。

【 対象者 】

通院費助成の対象者は、「北海道特定医療費支給認定実施要綱」又は「北海道特定疾患治療研究事業実施要綱」による医療受給者証の交付を受けている方で、対象者が属する世帯が町民税非課税世帯の場合に限ります。

なお、対象者が、移動中に介護者の同伴が必要と認められるときは、介護者の通院費も含むものとします。(公共交通機関を利用した場合のみ対象)

【 助成方法 】

対象者の自宅と通院(入院)した医療機関の間の、公共交通機関利用料相当額を助成します。

例) 帯広市の医療機関へ通院した場合の助成額は1,080円

十勝管外医療機関への通院費は、公共交通機関利用料相当額の半額を助成します。

なお、助成を受けるには、あらかじめ「通院・入院証明書」を病院に持参し、通院の証明を受け、申請書とあわせて提出する必要があります。

通院費助成を希望する方は、あらかじめ医療受給者証を持参のうえ、池田町保健センター 福祉課 福祉係 にご相談ください。

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係 (電話：572-2100)

腎臓機能障がい者通院費助成（北海道「腎臓機能障がい者通院交通費補助金交付要綱」）

～人工透析療法のための通院にかかる経費の一部を助成します～

【 内容 】

腎臓機能に障がいがあり、人工透析療法のため、他市町村の医療機関へ通院している方へ、通院に要する交通費を助成します。

【 対象者 】

腎臓機能障がい者への通院費の助成は、以下の（ア）～（オ）すべてに該当する方が対象です。

（ア）腎臓機能の障がいにより、身体障害者手帳の交付を受けている方
（イ）人工透析療法のため、他市町村の医療機関に通院している方
（ウ）生活保護法、その他法令等により、通院交通費の給付を受けていない方
（エ）身体障害者手帳の所持によるJR旅客運賃の割引を受けていない方
（オ）前年の所得が、「所得制限基準額」に定める額を超えない方 （「基準額」については、池田町保健センター 福祉課 福祉係 にお問い合わせください。）

【 助成方法 】

腎臓機能障がい者への通院費の助成は、基準により算定された額について、助成されることとなります。

人工透析療法の通院費の助成を受けるには、申請の手続きが必要です。

又、申請には、医療機関による通院証明、役場町民課戸籍年金係による住民票記載事項証明及び池田町保健センター福祉課福祉係による所得状況等の証明を受ける必要があります。

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係（電話：572-2100）

各種料金等の助成・減免

～身体障害者手帳、療育手帳の所持者等に

各種料金等の助成・減免の制度があります～

【 NHK放送受信料の減免 】(日本放送協会「放送受信料免除基準」により)

身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が下記に該当するときは、NHK放送受信料が減額又は免除されます。

身体障害者手帳を所持する場合

(ア) 全額免除の対象者(対象世帯) ～ 以下のいずれにも該当する方

世帯に身体障害者手帳(1級～6級)を所持する方が属していること
世帯構成員全員が市町村民税非課税であること
属する世帯がNHKとの受信契約をしていること

所得のわかる証明書等(年金通知書や所得証明書等)の提出が必要な場合があります。

(イ) 半額免除の対象者(対象世帯) ～ 以下のいずれにも該当する方

以下の種別・程度等級の身体障害者手帳を所持する方が属する世帯
視覚障がいの1級～6級
聴覚障がいの2級～4級、6級 1級、5級はなし
重度の身体障がい者(障がい等級が1級又は2級)
属する世帯の世帯主であること
世帯主がNHKとの受信契約をしていること

療育手帳を所持する場合

(ア) 全額免除の対象者(対象世帯) ～ 以下のいずれにも該当する方

世帯に療育手帳を所持する方が属していること
世帯構成員全員が市町村民税非課税であること
属する世帯がNHKとの受信契約をしていること

(イ) 半額免除の対象者(対象世帯) ～ 以下のいずれにも該当する方

世帯に療育手帳(A)を所持する方が属する世帯
属する世帯の世帯主であること
世帯主がNHKとの受信契約をしていること

精神障害者保健福祉手帳を所持する場合

(ア) 全額免除の対象者(対象世帯) ~ 以下のいずれにも該当する方

世帯に精神障害者保健福祉手帳を所持する方が属していること
世帯構成員全員が市町村民税非課税であること
属する世帯がNHKとの受信契約をしていること

(イ) 半額免除の対象者(対象世帯) ~ 以下のいずれにも該当する方

世帯に精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方が属する世帯
属する世帯の世帯主であること
世帯主がNHKとの受信契約をしていること

NHK放送受信料の減免を希望する方は、手帳と印鑑を持参のうえ、池田町保健センター 福祉課 福祉係 にて、申請手続きを行ってください。

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係（電話：572-2100）

【 電話番号案内料金の免除 】

(厚生労働省通知「日本電信電話株式会社の番号案内料の無料措置について」)

身体障害者手帳の交付を受け下記に該当する方や、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、N T T電話番号案内の利用料が免除されます。

以下の種別及び程度等級の身体障害者手帳を所持する方
(ア) 視覚障がいの1級～6級
(イ) 肢体不自由 上肢機能障がいの1級～2級
(ウ) 肢体不自由 体幹機能障がいの1級～2級
(エ) 乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの1級～2級
(オ) 聴覚障がいの2級～4級、6級(1級、5級はなし)
(カ) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいの3級～4級 (1級～2級はなし)
療育手帳を所持する方
精神障害者保健福祉手帳を所持する方

電話番号案内の利用料免除を希望する方は、下記にお問い合わせください。
N T Tフリーダイヤル 0120-104174 (全国共通)

【 携帯電話基本使用料等の割引 】

(厚生労働省通知「株式会社N T Tドコモの携帯電話基本使用料等の割引について」

「携帯電話基本使用料等の割引について」)

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、月々の基本料金・付加機能使用料等が割引となります。

詳しい割引内容や必要書類は、各携帯電話会社の最寄りの支店、ショップにお問い合わせください。

バス運賃の減額

～身障手帳、療育手帳により、交通機関利用料金が減額されます～

【 ジェイ・アール北海道バス運賃の減額 】

(厚生労働省通知「身体障害者及び知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について」)

対象者			減額率	
身体障害者手帳・療育手帳	バス運賃	第1種	本人	5割減額
			介護者	
		第2種	本人	5割減額
			介護者	減額なし

上記はバス運賃の場合の減額について記載したものです。
定期旅客運賃の割引についての詳細は、ジェイ・アール北海道バス各営業所へお問い合わせください。

【 拓殖バス・十勝バス運賃の減額 】

(厚生労働省通知「身体障害者手帳の交付を受けている者並びに児童福祉施設に収容されている者に対するバス運賃の割引について」)

対象者			減額率	
身体障害者手帳・療育手帳	第1種	バス運賃	本人及び介護者	5割減額
		定期券	本人及び介護者	3割減額
	第2種	バス運賃	本人のみ	5割減額
		定期券	本人のみ	3割減額
精神障害者 保健福祉手帳	バス運賃	写真添付の手帳を所持する本人のみ	5割減額	
	定期券	写真添付の手帳を所持する本人のみ	3割減額	
拓殖バス(株)	事務所	住所：音更町然別北5線西37番地1 電話：0155-31-8811		
	帯広駅前案内所	住所：帯広市西2条南12丁目4-2 電話：0155-26-3636		
十勝バス(株)	事務所	住所：帯広市西23条北1丁目1番1号 電話：0155-37-6500		
	帯広駅前案内所	住所：帯広市西2条南12丁目4-2 電話：0155-23-5171		

池田町コミュニティバス乗車料金の減免

【 内 容 】

池田町コミュニティバスについて、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、乗車料金の減額又は免除が受けられます。

【コミュニティバス乗車料金減免の「対象者・減額の割合」】

対象者	減額の割合
生活保護受給者等	免除 (乗車料金は かかりません)
身体障害者手帳の交付を受けている方	
(ア) 1級の者	
(イ) 2・3級の体幹、下肢、移動機能障がい者	
(ウ) 上記の(ア)・(イ)以外の方	5 割 減 額
療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者	

自主的に運転免許証を返納した一般の75歳以上の方も申請日から1年間、乗車料金免除の対象になります。

【 利用方法 】

事前に“乗車証”の発行を受け、運転手に乗車証を提示することにより、乗車料金の減免を受けられます。ただし、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳の提示のみで減免を受けられます。

乗車証の発行を希望する方は、印鑑と対象要件を確認できるものを持参のうえ、役場 町民課 戸籍年金係 で申請の手続きをしてください。

お問い合わせ先：役場 建設水道課 建設管理係（電話：572-3269）

池田町内で運行する十勝バス乗車運賃の助成

十勝バス 帯広・陸別線（大森9線 利別33号）の運賃の助成

（池田町北部地域民間バス運賃助成事業実施要綱）

北部地域に居住する方が、池田及び利別市街地への通院や買い物等に出るための生活交通の利便性向上を図るため、対象区間の運賃を助成します。

【対象区間】 大森9線停留所 ~ 利別33号停留所

【対象者・運賃助成額】

大森、常盤、美加登、信取、高島、近牛、様舞、清見地区に住んでいる方	
中学生以下	対象区間の 運賃額全額
生活保護受給者	
身体障害者手帳1級及び2・3級の体幹・下肢・移動機能障がい者（1）	
高校生以上	個人負担額100円を除く 対象区間の運賃額
身体障害者手帳（1以外の障がい者）・精神障害者 保健福祉手帳・療育手帳所持者	上記個人負担額の5割 （50円）を除く
60歳以上の運転経歴証明書所持者	対象区間の運賃額

【利用方法】

事前に“池田町民間バス運賃助成券”の交付を受ける必要があります。

助成券を希望する方は、対象要件を確認できるものを持参のうえ、役場 企画財政課 企画統計係又は高島支所（電話：573-2333）で、申請の手続きをしてください。

十勝バスに乗車の際に、助成券と身体障害者手帳等を提示しご利用ください。助成券は1回利用時に1枚必要となります。

お問い合わせ先：役場 企画財政課 企画統計係（電話：572-3112）

航空運賃の減額 (厚生労働省通知「障害者に対する航空旅客運賃の割引について」)

～身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳により、
交通機関利用料金が減額されます～

【内容】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている12歳以上の方は、定期国内航空路線を利用する場合、航空運賃の減額がされる場合があります。

航空券購入時に手帳を掲示のうえ、減額を申し出てください。

航空運賃の割引の「対象者」は航空会社により異なりますので、詳細は各航空会社にお問い合わせください。

購入方法、減免率については各航空会社にお問い合わせください。

JR旅客運賃の減額

(厚生労働省通知「身体障害者及び知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について」)

～身体障害者手帳、療育手帳により、交通機関利用料金が減額されます～

【内容】

(厚生労働省通知「身体障害者及び知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について」)

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方で以下に該当する方は、JR旅客運賃の減額が受けられます。

乗車券等の購入時に、身体障害者手帳等を掲示のうえ、減額を申し出てください。

身体障害者手帳・療育手帳	第1種	普通乗車券	本人及び介護者が対象 (本人だけの場合は、片道101km以上に限り対象)	5割減額
		定期券	本人及び介護者が対象	
		回数券	本人及び介護者が対象 (本人が介護者ととともに乗車する場合に限る)	
		急行料金	本人及び介護者が対象 (本人が介護者ととともに乗車する場合に限る)	
	特別急行料金、座席指定料金は、対象外			
	第2種	普通乗車券	本人が対象(片道101km以上に限り対象)	
		定期券	本人が12歳未満の場合に、介護者のみが対象	
回数券、急行料金、特別急行料金、座席指定料金は対象外				

JR旅客運賃の減額については、直接、各JR会社にお問い合わせください。

【 ジバング倶楽部による減額 】

身体障害者手帳を所持し、男性満60歳以上、女性満55歳以上の方は、「ジバング倶楽部」に入会すると、特急料金(新幹線・在来線)、急行料金、グリーン席料金、座席指定料金について、片道・往復201km以上連続で利用する場合に限り料金の減額が受けられます(利用が3回までは2割引、4回目以降は3割引。年会費更新後は1回目の利用から3割引)。

なお、年会費は1,400円です。

お問い合わせ先

身体障害者福祉協会 池田町分会

(事務局：池田町社会福祉協議会内、電話：579-2222)

有料道路通行料金の減額

(厚生省労働通知「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」)

～身体障害者手帳等により、有料道路の通行料金が減額されます～

【 内容 】

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方が、自ら運転し、又は介護者の運転する自動車に同乗するとき、高速道路等有料道路料金の減額が受けられます。ETCノンストップ利用も減額を受けられます。

通行料金の支払時に、手帳を掲示のうえ、減額を申し出てください。

対象者	対象となる自動車の範囲	減額率
対象者自らが運転の場合 身体障害者手帳 1級～6級	(ア)自動車の種類(営業用を除く) ・乗用自動車 ・特殊用途自動車 ・貨物自動車 ・軽自動車 (イ)自動車の所有者 ・対象者、対象者と生計を一にする者	5割 減額
介護者の車に同乗の場合 身体障害者手帳第1種 療育手帳 A判定	(ア)上記に同じ (イ)上記に加え ・対象者の日常的な介護者	

手帳の備考欄に“自動車登録番号等及び割引有効期限を記載したシール”を貼付する必要があります。

あらかじめ池田町保健センター 福祉課 福祉係にて、手続きを行ってください。

ETCを利用して割引を希望する方は、事前に本人名義でETC車載器の利用登録が必要です。

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係 (電話：572-2100)

ハイヤー（タクシー）利用料金の減額

～身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳により、
ハイヤー（タクシー）利用料金が減額されます～

【 内容 】

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が、ハイヤー（タクシー）を利用した場合1割が減額されることがあります。

利用料金の支払時に、手帳を掲示のうえ、減額を申し出てください。

ハイヤー（タクシー）利用料金の割引の対象者は、ハイヤー（タクシー）会社によって異なる場合がありますので、詳しい内容は、ハイヤー（タクシー）会社にお問い合わせください。

第 8 章 税の控除・減免等

～心身障がいによる税の減免・控除等の、各種制度があります～

所得税・町道民税の控除 (所得税法、地方税法)

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、それらの方を扶養している方は、所得控除が受けられる場合があります。

確定申告の際に申し出るか、勤務先の給与担当者に申し出て、手続きを行ってください。(令和4年1月1日現在)

控除の種類	対象者		控除額	
			所得税	町道民税
特別障害者控除	・身体障害者手帳(1級・2級)療育手帳(A)	同居	75万円	53万円
	・6ヶ月以上常時臥床の、寝たきり高齢者	同居以外	40万円	30万円
障害者控除	・身体障害者手帳(3級～6級)療育手帳(B)		27万円	26万円
	・精神障害者保健福祉手帳(2級・3級)			
	・軽度の認知症			

種別	控除の種類	対象者		控除額	
				所得税	町道民税
特別障害者	配偶者控除(2)	70歳以上の高齢者		48万円	38万円
		70歳未満の方		38万円	33万円
	扶養控除(2)	70歳以上の高齢者	同居の老親等	58万円	45万円
			上記以外の老人扶養親族	48万円	38万円
		16歳以上～70歳未満の方	一般の扶養親族	38万円	33万円
			特定扶養親族(1)	63万円	45万円

(1) 特定扶養親族 ～「扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の方」をいいます。

(2) 控除の対象「配偶者」及び「扶養(親族)」には、所得金額の合計が48万円以下である方(青色事業専従者及び白色事業専従者を除く)が該当します。

所得税の控除は、十勝池田税務署(電話:572-2171)にお問い合わせください。
町道民税の控除は、役場 税務課 税務係(電話:572-3214)にお問い合わせください。

医療費の控除 (所得税法、地方税法)

医師又は歯科医師による診療費、通院費、看護料のほか、以下のものについても医療費控除の対象となります。

(ア) おむつ購入の費用 (厚生労働省通知「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」)

おおむね6ヶ月間以上にわたり寝たきりの方であって、疾病の継続した治療のためおむつの使用が必要と認められる方は、紙おむつの購入又は貸おむつの賃借料にかかる費用について、医療費控除の対象となります。

なお、事前に所定の様式により、医師の証明を受ける必要があります。

(イ) ストマ用装具購入の費用

(厚生労働省通知「ストマ用装具に係る費用の医療費控除の取扱いについて」)

ストマ用装具(人工肛門のストマ、尿路変更のストマ)の購入にかかる費用の自己負担分について、医療費控除の対象となります。

なお、事前に所定の様式により、医師の証明を受ける必要があります。

(ウ) 補聴器購入の費用

「補聴器適合に関する診療情報提供書」を活用することにより、補聴器が診療等のために直接必要である旨を証明している場合には、当該補聴器の購入費用(一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額に限る。)について、医療費控除の対象となります。

なお、補聴器を購入する前に補聴器相談医が作成した診療情報提供書の提出が必要です。

(エ) 在宅福祉サービス利用の費用

(厚生労働省通知「医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について」)

寝たきりの状態であって、在宅療養のため、医師との適切な連携による在宅福祉サービスの利用が必要と認められる方は、ホームヘルプサービス(身体介護)及び訪問入浴サービスの利用にかかる費用について、医療費控除の対象となります。

なお、事前に所定の様式により、これらのサービスの利用にかかった費用について、証明を受ける必要があります。

(オ) 介護保険サービスの利用にかかる費用

介護保険制度におけるサービスの利用料についても、医療費控除の対象となる場合があります。

「保健医療系の介護サービス」については、自己負担の全額が、医療費控除の対象となります。

「保健医療系以外の介護サービス」については、居宅介護支援事業者に依頼して居宅サービス計画を作成している場合、又は自己作成の居宅サービス計画を市町村に届出ている場合であって、保健医療系の介護サービスとあわせて利用することが必要な場合に、医療費控除の対象となります。

なお、訪問介護の家事援助や、福祉用具貸与にかかる経費等については、医療費控除の対象とはなりません。

在宅サービスの場合

区分	医療費控除の範囲等	対象となるサービス
保健医療系の 介護サービス	自己負担の全額において、医療費控除の対象となります。	訪問看護 訪問リハビリ 居宅療養管理指導 通所リハビリ 短期入所療養介護
保健医療系 以外の 介護サービス	介護保険給付の対象となる介護費の自己負担額について控除の対象となります。 なお、サービス提供事業所による利用料領収書への記載等を受ける必要があります。(詳しくは、担当のケアマネジャーにご相談ください。)	訪問介護 (身体介護にかかる分) 訪問入浴介護 通所介護 短期入所生活介護

施設サービスの場合

区分	医療費控除の範囲等
指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 指定地域密着型介護老人 福祉施設	・施設サービスの対価(介護費、食費(標準負担)及び居住費)として支払った額の2分の1に相当する金額。 施設から発行される領収書に、控除の対象額についての記載がされています。
介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設 (療養型病床群等) 介護医病院	・施設サービスの対価(介護費、食費(標準負担)及び居住費)として支払った額。 施設から発行される領収書に、控除の対象額についての記載がされています。

所得税の控除は、十勝池田税務署(電話:572-2171)にお問い合わせください。
 町道民税の控除は、役場 税務課 税務係(電話:572-3214)にお問い合わせください。

自動車税種別割・軽自動車税種別割・環境性能割の免除 (池田町税条例)

障がい者手帳等の交付を受けている方や、その方と生計を一にする方等が、通院や通学に使用する自動車を所有するとき、1台分について、自動車税種別割・軽自動車税種別割・環境性能割の免除が受けられる場合があります。

【 自動車税種別割・軽自動車税種別割・環境性能割の免除 内容 】

障がい区分		税区分		環境性能割	軽自動車税種別割 (オートバイ含む)	
		自動車税種別割				
		本人	介護者			
身体障害者手帳	視覚	1～4級		同左	自動車税種別割に同じ	
	聴覚	2・3級				
	平衡	3・5級				
	音声	3級(喉頭摘出)				
	肢体不自由	上肢	1～3級			
		下肢	1～6級			
		体幹	1～3級、5級			
		運動機能 (1)	上肢 (2)			1～3級
	下肢		1～6級			
	内部機能障がい		1～3級・4級			
療育手帳		A・B				
精神障害者保健福祉手帳		1～3級				
1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいを含みます。 2 上肢のみの運動機能障がいの場合を除きます。						
注1 障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者又は知的障がい者が自動車等を所有し、別に居住の介護者が運転する場合も、この免除の対象となります。 注2 戦傷病者手帳の所持者についても対象となります。 詳しくは、十勝総合振興局にお問い合わせください。						

(ア) 自動車税種別割・環境性能割の免除について

身体障害者手帳等、運転免許証、車検証(登録前の車は自動車税種別割申告書、環境性能割申告書)印鑑を持参のうえ、申請手続きを行う必要があります。なお、「本人が所有し運転する自動車」ではない場合は、ほかに各種証明書等が必要となる場合があります。免除の申請には申請期限があります。

区分		申請期限
環境性能割		自動車の登録日の2ヶ月後
自動車税種別割	4月1日に減免要件に該当している方	自動車税種別割納税通知書の納期限(5月31日)
	年度の途中で減免要件に該当する方	減免要件に該当になった日の2ヶ月後
	減免自動車を入れ替える方	自動車の登録日の2ヶ月後

申請・お問い合わせ先

・札幌道税事務所自動車税部

(住所：札幌市北区北22条西2丁目、電話：011-746-1194)

・十勝総合振興局(住所：帯広市東3条南3丁目、電話：0155-26-9038)

(イ) 軽自動車税種別割の免除について

軽自動車税種別割納付書、身体障害者手帳・療育手帳、運転免許証、車検証、印鑑を持参のうえ、納期限の7日前までに 役場 税務課 資産税係にて申請手続きを行う必要があります。なお、各種証明書等が必要な場合があります。

申請・お問い合わせ先：役場 税務課 資産税係（電話：572-3214）

利子の非課税 （所得税法等）

心身に障がいのある方の貯蓄について、一定範囲内において非課税になります。

内 容	郵便局・銀行の預貯金、公債等、合計 350 万円を限度に、非課税となります。
対象者	(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている方 (イ) 療育手帳の交付を受けている方 (ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (エ) 障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金を受給者 (オ) 寡婦年金・遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族共済年金の受給者 (カ) 児童扶養手当受給者 (キ) 障害児福祉手当・特別障害者手当の受給者

お問い合わせ先：各金融機関（銀行、農協、郵便局等）

事業税の減免 （地方税法）

重度の視覚障がいがある方が、あんま・マッサージ・はり・きゅう等医業に類する事業について個人で営む場合、事業税が免除される場合があります。

又、身体に障がいがある方が行う事業について、事業税減免制度もあります。

お問い合わせ先：十勝総合振興局 課税課事業税間税係

（住所：帯広市東3条3丁目、電話：0155-27-8505）

相続税の控除 (相続税法)

心身に障がいがある方が財産を相続したときは、障がい種別程度及び年齢に応じ、課税の際に控除が受けられます。

(令和4年1月1日現在)

対象者	控除額
身体障害者手帳(1級・2級)療育手帳(A)精神障害者保健福祉手帳(1級)	(85歳 - 相続人の年齢) × 20万円
身体障害者手帳(3級~6級)療育手帳(B)精神障害者保健福祉手帳(2級・3級)	(85歳 - 相続人の年齢) × 10万円

お問い合わせ先：十勝池田税務署 (電話：572-2171)

贈与税の非課税 (相続税法)

重度の障がいのある方への贈与のうち一定条件のもとに信託会社等に信託する場合、6千万円を限度に、贈与税が非課税となります。

(令和4年1月1日現在)

対象者	
身体障がい者 (身体障害者手帳1級~2級)	知的障がい者(療育手帳A)
精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)	

お問い合わせ先：十勝池田税務署 (電話：572-2171)

第9章 その他各種制度等

高齢者・障がい者等への各種制度

～高齢の方や身体に障がいがある方への各種制度があります～

【 ヘルプマーク 】

ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としていることが外見からわからない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするものです。池田町保健センター 福祉課 福祉係 にて無料で配布していますのでお気軽にお声掛けください。

対象者：外見からは配慮や援助の必要がわかりにくい方

（義足や人工関節を使用している方、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、内部障がいのある方、難病の方、妊娠初期の方等）

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係（電話：572-2100）

【 郵便による不在者投票 】（公職選挙法）

選挙人名簿の登録者であって、重度の身体障がいにより、指定投票所での投票が困難と認められる場合は、郵便による不在者投票を行うことができる場合があります。

身体障害者手帳の障がい程度が、両下肢、体幹、移動機能1級又は2級の方。心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓機能1級から3級の方が対象の“且安”です。

お問い合わせ先：池田町選挙管理委員会（電話：572-3111）

【 特別駐車許可 】

身体に障がいがある方の通院治療や自家営業等のため、本人又は家族が運転する自動車に「駐車禁止除外指定車標章」を表示することで、駐車禁止規制の適用から除外されます。

必ず事前にお電話等にて、手続方法についてお問い合わせください。

お問い合わせ先：池田警察署（電話：572-0110）

【 身体障害者補助犬の貸与 】(身体障害者補助犬法)

身体障害者補助犬とは、障がい者の日常生活を支援する盲導犬、介助犬及び聴導犬の3種類をいいます。補助犬についての詳しいことは下記へお問い合わせください。

北海道立心身障害者総合相談所(相談係) 住所：札幌市中央区円山西町2丁目1-1	
電話：011-613-5401	FAX：011-613-4892
メール douritu.sougousou@pref.hokkaido.lg.jp	
ホームページ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sss/	

【 聴覚障害者用ファックス110番・メール110番 】

耳や言葉の不自由な方がファックスや携帯電話のEメール機能を利用して、110番通報ができます。

- ・ F A X 警 察 本 部 011-241-1110
 釧路方面本部 0154-31-1110
- ・ メール 北海道警察ホームページ上の「聴覚障害者等メール通報」

お問い合わせ先：北海道警察本部地域部通信指令課(電話：011-251-0110)

【 Net119 緊急通報システム 】

聴覚、言語、そしゃく機能の障がい等により、音声による通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンなどの携帯端末を用いて画面をタップしていく簡単な操作で119番通報ができます。GPS機能による位置情報システムにより通報者の位置が把握できるほか、チャット機能を利用しての会話が可能なため、症状や状況の確認ができます。利用についての詳細は下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先：とかち広域消防局情報指令課(電話：0155-26-9127)

【 パソコンボランティア派遣事業 】

障がいのある方で、これからパソコンを利用したいと考えている方や初心者で分からないことがある方、トラブルで困っている方等の相談を受けます。

お問い合わせ先

一般社団法人 北海道身体障害者福祉協会
所在地：札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7
電 話：011-251-1551
F A X：011-251-0858
E-mail： info@hokusinkyoo.or.jp

【 聴覚障害者向け映像ライブラリー 】

耳が不自由な方等が字幕・手話入りのDVDを利用したい場合は、無料でDVDを借りることができます。(ただし、郵送の場合は利用者負担)

なお、事前に登録が必要ですので、手続方法や作品目録についてお問い合わせください。

お問い合わせ先：(社)北海道ろうあ連盟

電話：011-221-2695、FAX：011-281-1289

地域あんしんセンターいけだ

～成年後見制度の利用を支援したり、
財産管理等に不安がある方の相談及び支援を行います～

【 内容 】

認知症の高齢者、知的障がいや精神障がいがある方等、判断能力が十分でない方が、地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、ご相談を受け付け、生活を支援するサービスを提供しています。

成年後見制度の利用支援

判断能力に不安のある方の生活や財産に関する困りごとの相談に応じ、成年後見制度の利用申し立てから具体的な支援まで、関係機関と連携し、相談者の安心生活の再構築を目指します。

法人後見事業

池田町社会福祉協会が家庭裁判所から、成年後見人等に選任された場合に法人としてご本人の支援を行います。池田町社会福祉協議会が成年後見人等として行う業務は家庭裁判所が監視します。

成年後見制度	
概 要	財産管理や身上監護に関する法律行為全般を行う
具体例	現金・預金・証券・不動産・負債等の財産全般の管理 施設への入退所契約、入院契約 不動産の売却や賃貸契約解約 遺産分割協議における本人代理 消費者被害の取消し
対 象	認知症、知的・精神障がいにより判断能力が十分でない人
援助者	成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人
利用料 (費用報酬)	後見人等に対する報酬額は家庭裁判所が決定

日常生活自立支援事業

本人の判断能力に不安があっても、成年後見制度を利用するほどではない方に対し、福祉サービスの利用手続き支援等のサービスを提供し個人の財産と権利を守ります。

日常生活自立支援事業	
概要	日常的な生活援助の範囲内で支援を行う
具体例	福祉サービスの利用援助 日常的な金銭の管理 (家賃、公共料金、医療費や福祉サービス利用料の支払手続) 契約手続きの援助 通帳、印鑑、年金証書の預かり
対象	高齢や障がいにより、日常生活の判断に不安のある在宅で生活している人及び現在入院中等で、今後在宅で生活する予定がある人 (契約ができる程度の方)
援助者	自立生活支援専門員、生活支援員
利用料	1回1時間程度1,200円の利用料と支援員の交通費300円が必要。別途、実費が必要な場合があります 生活保護受給者は無料

【 利用方法等 】

相談やサービス利用の申込みは、下記にご相談ください。なお、秘密は厳守されますので、ご安心ください。

地域あんしんセンターいけだ(社会福祉法人 池田町社会福祉協議会) (月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時45分)
所在地 : 池田町西3条6丁目14番地1 ふれあいセンター内
電話 : 015-578-7100

池田町災害時避難行動要支援者名簿への登録（災害対策基本法）

～災害時に避難支援等を受けることができます～

【 内容 】

災害時に自ら避難行動を行うことが困難な高齢者や障がいのある方等が、池田町災害時避難行動要支援者名簿に登録申請を行うことで、平常時の見守りや災害時の安否確認、避難支援を受けることができます。

【 対象者 】

次のいずれかに該当する方が対象となります。

身体障害者手帳（１級もしくは２級）を所持する方
療育手帳（Ａ）を所持する方
精神障害者保健福祉手帳（１級もしくは２級）を所持する方
一人暮らしの高齢者（概ね７５歳以上）
高齢者のみの世帯（概ね７５歳以上）
人工呼吸器酸素供給装置等を使用している在宅難病患者等の方
人工透析治療を受けている在宅障がい者

池田町災害時避難行動要支援者名簿への登録を希望される方は、池田町保健センター 福祉課 福祉係 にて、申請手続きを行ってください。

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係（電話：572-2100）

障がい者制度の早見表 ～視覚障がいの方対象～

●=おおそ対象、△=一部対象、※=お問い合わせください（なお、別に要件が必要なものもあります。ご注意ください。）

章	制度等の名称	内 容	ページ	1級	2級	3級	4級	5級	6級
第1章 各種障がい者手帳	身体障害者手帳	身体障害者手帳の交付により、各種制度の利用が可能です。	1	●	●	●	●	●	●
	療育手帳	療育手帳の交付により、各種制度の利用が可能です。	2						
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳の交付により、各種制度の利用が可能です。	3						
第2章 補装具・福祉用具の給付	補装具	身体の障がい部分を補う装具を交付・修理・借受けすることができます。	4	●	●	●	●	●	●
	日常生活用具給付等事業	日常生活に必要な福祉用具を給付又は貸与します。	6	●	●	△	△	△	△
	住宅改修費給付	住宅の段差解消等の改修にかかる費用について給付します。	11						
	自動車改造費助成	障がいのある方が自動車を改造する場合の費用の一部を助成します。	12						
第3章 在宅・福祉施設サービス	障害福祉サービス	在宅サービスや施設入所等のサービスを行います。	13	※	※	※	※	※	※
	障害児通所支援等	心身に障がいのある児童が入所する施設です。	15	※	※	※	※	※	※
第4章 福祉施設通所サービス等	保育・発達支援・教育等の通所施設	心身の障がい等に応じた保育、発達支援、教育を行います。	16	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	地域活動支援センター	通所により、共同作業訓練、生活指導等を行います。	18	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
第5章 医療費の給付・助成	重度心身障害者医療費助成	心身に障がいのある方等が支払う医療費の一部を助成します。	19	●	●	※			
	自立支援医療の給付	「更生医療」及び「精神通院医療」、「育成医療」にかかる費用等を給付します。	20	更生医療、精神通院医療、育成医療の給付が必要と認められる方が対象です。					
	難病の方への医療費の助成	指定難病及び特定疾患（難病）治療にかかる一部負担金を助成します。	21	特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患患者医療受給者証の交付を受けている方が対象です。					
	疾病治療費の給付等	治療中の疾病により、医療費の給付や助成が受けられる場合があります。	25	治療用装具や、人工透析・血友病・小児慢性特定疾患の治療が必要と認められる方が対象です。					
第6章 年金・手当・共済制度	障害年金	病気やけがにより身体に障がいが発生したとき、年金が支給されます。	27	※	※	※			
	特別児童扶養手当	心身に障がい等を有する児童の養育者を対象に支給される手当です。	29	※	※	※			
	障害児福祉手当	重度障がい児本人を対象に支給される手当です。	29	※	※	※			
	特別障害者手当	特別障がい者本人を対象に支給される手当です。	29	※	※	※			
	児童扶養手当	母親など児童の養育者に支給される手当です。	30	※	※	※			
	心身障害者扶養共済制度	心身に障がいがある方の保護者等を加入対象とした扶養共済制度です。	34	●	●	●			
第7章 各種料金の助成・減免等	重度身体障害者等交通費助成	重度の身体障がい等を有する方に、交通費の一部を助成します。	35	●					
	障害者等通所・通園交通費助成	池田町外にある障がい者施設等への通所や通園に係る交通費の一部を助成します。	36	池田町外にある障がい者施設等へ通所又は通園している方が対象です。					
	指定難病患者及び特定疾患患者通院費等助成	指定難病及び特定疾患の治療のための通院費の一部を助成します。	37	特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患患者医療受給者証の交付を受けている方が対象です。					
	腎臓機能障がい者通院費助成	人工透析療法のための通院にかかる経費の一部を助成します。	38	人工透析療養のため、他市町村の医療機関へ通院している方が対象です。					
	NHK放送受信料の減免	NHK放送受信料が減額又は免除されます。	39	●	●	●	●	●	●
	電話番号案内料金の免除	N T T 電話番号案内の利用料が免除されます。	41	●	●	●	●	●	●

章	制度等の名称	内 容	ページ	1級	2級	3級	4級	5級	6級
第7章 各種料金の 助成・ 減免等	携帯電話基本使用料等の割引	携帯電話基本使用料等が減額されます。	41	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	バス運賃の減額	交通機関利用料金が減額されます。	42	●	●	●	●	●	●
	池田町コミュニティバス乗車料金の減免	池田町コミュニティバスの乗車料金が減額されます。	43	●	●	●	●	●	●
	十勝バス運賃の助成(池田町内)	町内(北部地域)で運行する十勝バスの乗車運賃が助成されます。	44	●	●	●	●	●	●
	航空運賃の減額	交通機関利用料金が減額されます。	45	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	JR旅客運賃の減額	交通機関利用料金が減額されます。	45	●	●	●	●	●	●
	有料道路通行料金の減額	有料道路の通行料金が減額されます。	46	●	●	●	●	●	●
	ハイヤー(タクシー)利用料金の減額	ハイヤー(タクシー)利用料金が減額されます。	47	●	●	●	●	●	●
第8章 税の控除・ 減免等	所得税・町道民税の控除	障がい者を扶養している方は、所得控除が受けられる場合があります。	48	●	●	●	●	●	●
	医療費の控除	おむつ購入等医療費控除の対象を記載しています。	49	医師又は歯科医師による、診療費、通院費、看護料のほか、おむつ購入費用等も対象となります。					
	自動車税種別割等の免除	自動車税種別割・環境性能割等の免除が受けられる場合があります。	51	●	●	●	●		
	利子の非課税	心身に障がいのある方の貯蓄について、一定範囲内において非課税になります。	53	●	●	●	●	●	●
	事業税の減免	あんま・はり等医業に類する事業について、事業税が免除されます。	53	●	△	△			
	相続税の控除	心身に障がいがある方が財産を相続したときは、相続税の控除が受けられます。	54	●	●	●	●	●	●
	贈与税の非課税	重度の障がいのある方への贈与を信託する場合、贈与税が非課税となります。	54	●	●				
第9章 その他各 種制度等	ヘルプマーク	外見からは配慮や援助の必要が分からない方に対し、ヘルプマークを配布します。	55	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	郵便による不在者投票	郵便による不在者投票を行うことができます。	55						
	特別駐車許可	駐車禁止の制限が緩和される場合があります。	55	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	身体障害者補助犬の貸与	目や耳、手足に不自由のある方の生活をお手伝いする盲導犬、介助犬、聴導犬を貸与します。	56	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	聴覚障害者用ファックス110番・メール110番	ファックスや携帯電話のEメール機能を利用して110番通報ができます。	56						
	Net119緊急通報システム	音声による通報が困難な方が、携帯電話などを用いて簡単な操作で119番通報ができます。	56						
	パソコンボランティア派遣事業	障がいのある方でパソコンを利用したいと考えている方等の相談を受けます。	56	●	●	●	●	●	●
	聴覚障害者向け映像ライブラリー	字幕、手話入りのDVDを借りることができます。	57						
	地域あんしんセンターいけだ	地域で安心して暮らすための相談に応じ、在宅での生活支援に必要なサービスを提供します。	58	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	池田町災害時避難行動要支援者名簿への登録	災害時に避難支援等を受けることができます。	60	●	●				

障がい者制度の早見表 ～聴覚又は平衡機能障がいの方対象～

●=おおそ対象、△=一部対象、※=お問い合わせください（なお、別に要件が必要なものもあります。ご注意ください。）

章	制度等の名称	内 容	ページ	1級	2級	3級	4級	5級	6級
第1章 各種障がい者手帳	身体障害者手帳	身体障害者手帳の交付により、各種制度の利用が可能です。	1	△	●	●	●	●	●
	療育手帳	療育手帳の交付により、各種制度の利用が可能です。	2	△					
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳の交付により、各種制度の利用が可能です。	3	△					
第2章 補装具・福祉用具の給付	補装具	身体の障がい部分を補う装具を交付・修理・借受けすることができます。	4	△	●	●	●	●	●
	日常生活用具給付等事業	日常生活に必要な福祉用具を給付又は貸与します。	6	△	△	△	△	△	△
	住宅改修費給付	住宅の段差解消等の改修にかかる費用について給付します。	11						
	自動車改造費助成	障がいのある方が自動車を改造する場合の費用の一部を助成します。	12						
第3章 在宅・福祉施設サービス	障害福祉サービス	在宅サービスや施設入所等のサービスを行います。	13		※	※	※	※	※
	障害児通所支援等	心身に障がいのある児童が入所する施設です。	15		※	※	※	※	※
第4章 福祉施設通所サービス等	保育・発達支援・教育等の通所施設	心身の障がい等に応じた保育、発達支援、教育を行います。	16	（詳しいことは、お問い合わせください。）					
	地域活動支援センター	通所により、共同作業訓練、生活指導等を行います。	18	（詳しいことは、お問い合わせください。）					
第5章 医療費の給付・助成	重度心身障害者医療費助成	心身に障がいのある方等が支払う医療費の一部を助成します。	19	△	●	※			
	自立支援医療の給付	「更生医療」及び「精神通院医療」、「育成医療」にかかる費用等を給付します。	20	更生医療、精神通院医療、育成医療の給付が必要と認められる方が対象です。					
	難病の方への医療費の助成	指定難病及び特定疾患（難病）治療にかかる一部負担金を助成します。	21	特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患患者医療受給者証の交付を受けている方が対象です。					
	疾病治療費の給付等	治療中の疾病により、医療費の給付や助成が受けられる場合があります。	25	治療用装具や、人工透析・血友病・小児慢性特定疾患の治療が必要と認められる方が対象です。					
第6章 年金・手当・共済制度	障害年金	病気やけがにより身体に障がいが発生したとき、年金が支給されます。	27	△	※	※			
	特別児童扶養手当	心身に障がい等を有する児童の養育者を対象に支給される手当です。	29	△	※	※			
	障害児福祉手当	重度障がい児本人を対象に支給される手当です。	29	△	※	※			
	特別障害者手当	特別障がい者本人を対象に支給される手当です。	29	△	※	※			
	児童扶養手当	母親など児童の養育者に支給される手当です。	30	△	※	※			
	心身障害者扶養共済制度	心身に障がいがある方の保護者等を加入対象とした扶養共済制度です。	34	△	●	●			
第7章 各種料金の助成・減免等	重度身体障害者等交通費助成	重度の身体障がい等を有する方に、交通費の一部を助成します。	35	△					
	障害者等通所・通園交通費助成	池田町外にある障がい者施設等への通所や通園に係る交通費の一部を助成します。	36	池田町外にある障がい者施設等へ通所又は通園している方が対象です。					
	指定難病患者及び特定疾患患者通院費等助成	指定難病及び特定疾患の治療のための通院費の一部を助成します。	37	特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患患者医療受給者証の交付を受けている方が対象です。					
	腎臓機能障がい者通院費助成	人工透析療法のための通院にかかる経費の一部を助成します。	38	人工透析療養のため、他市町村の医療機関へ通院している方が対象です。					
	NHK放送受信料の減免	NHK放送受信料が減額又は免除されます。	39	△	●	●	●	●	●
	電話番号案内料金の免除	N T T 電話番号案内の利用料が免除されます。	41	△	●	●	●	●	●

章	制度等の名称	内 容	ページ	1級	2級	3級	4級	5級	6級
第7章 各種料金の 助成・ 減免等	携帯電話基本使用料等の割引	携帯電話基本使用料等が減額されます。	41	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	バス運賃の減額	交通機関利用料金が減額されます。	42	/	●	●	●	●	●
	池田町コミュニティバス乗車料金の減免	池田町コミュニティバスの乗車料金が減額されます。	43	/	●	●	●	●	●
	十勝バス運賃の助成(池田町内)	町内(北部地域)で運行する十勝バスの乗車運賃が助成されます。	44	/	●	●	●	●	●
	航空運賃の減額	交通機関利用料金が減額されます。	45	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	JR旅客運賃の減額	交通機関利用料金が減額されます。	45	/	●	●	●	●	●
	有料道路通行料金の減額	有料道路の通行料金が減額されます。	46	/	●	●	●	●	●
	ハイヤー(タクシー)利用料金の減額	ハイヤー(タクシー)利用料金が減額されます。	47	/	●	●	●	●	●
第8章 税の控除 ・減免等	所得税・町道民税の控除	障がい者を扶養している方は、所得控除が受けられる場合があります。	48	/	●	●	●	●	●
	医療費の控除	おむつ購入等医療費控除の対象を記載しています。	49	医師又は歯科医師による、診療費、通院費、看護料のほか、おむつ購入費用等も対象となります。					
	自動車税種別割等の免除	自動車税種別割・環境性能割等の免除が受けられる場合があります。	51	/	●	●			
	利子の非課税	心身に障がいのある方の貯蓄について、一定範囲内において非課税になります。	53	/	●	●	●	●	●
	事業税の減免	あんま・はり等医業に類する事業について、事業税が免除されます。	53	/					
	相続税の控除	心身に障がいがある方が財産を相続したときは、相続税の控除が受けられます。	54	/	●	●	●	●	●
	贈与税の非課税	重度の障がいのある方への贈与を信託する場合、贈与税が非課税となります。	54	/	●				
第9章 その他各 種制度等	ヘルプマーク	外見からは配慮や援助の必要が分からない方に対し、ヘルプマークを配布します。	55	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	郵便による不在者投票	郵便による不在者投票を行うことができます。	55	/					
	特別駐車許可	駐車禁止の制限が緩和される場合があります。	55	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	身体障害者補助犬の貸与	目や耳、手足に不自由のある方の生活をお手伝いする盲導犬、介助犬、聴導犬を貸与します。	56	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	聴覚障害者用ファックス110番・メール110番	ファックスや携帯電話のEメール機能を利用して110番通報ができます。	56	/	●	●	●	●	●
	Net119緊急通報システム	音声による通報が困難な方が、携帯電話などを用いて簡単な操作で119番通報ができます。	56	/	●	●	●	●	●
	パソコンボランティア派遣事業	障がいのある方でパソコンを利用したいと考えている方等の相談を受けます。	56	/	●	●	●	●	●
	聴覚障害者向け映像ライブラリー	字幕、手話入りのDVDを借りることができます。	57	/	●	●	●	●	●
	地域あんしんセンターいけだ	地域で安心して暮らすための相談に応じ、在宅での生活支援に必要なサービスを提供します。	58	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	池田町災害時避難行動要支援者名簿への登録	災害時に避難支援等を受けることができます。	60	/	●				

障がい者制度の早見表 ～音声・言語・そしゃく障がいの方対象～

●=おおよそ対象、△=一部対象、※=お問い合わせください（なお、別に要件が必要なものもあります。ご注意ください。）

章	制度等の名称	内 容	ページ	1級	2級	3級	4級	5級	6級
第1章 各種障がい者手帳	身体障害者手帳	身体障害者手帳の交付により、各種制度の利用が可能です。	1	/	/	●	●	/	/
	療育手帳	療育手帳の交付により、各種制度の利用が可能です。	2	/	/	/	/	/	/
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳の交付により、各種制度の利用が可能です。	3	/	/	/	/	/	/
第2章 補装具・福祉用具の給付	補装具	身体の障がい部分を補う装具を交付・修理・借受けすることができます。	4	/	/	●	●	/	/
	日常生活用具給付等事業	日常生活に必要な福祉用具を給付又は貸与します。	6	/	/	●	△	/	/
	住宅改修費給付	住宅の段差解消等の改修にかかる費用について給付します。	11	/	/	/	/	/	/
	自動車改造費助成	障がいのある方が自動車を改造する場合の費用の一部を助成します。	12	/	/	/	/	/	/
第3章 在宅・福祉施設サービス	障害福祉サービス	在宅サービスや施設入所等のサービスを行います。	13	/	/	※	※	/	/
	障害児通所支援等	心身に障がいのある児童が入所する施設です。	15	/	/	※	※	/	/
第4章 福祉施設通所サービス等	保育・発達支援・教育等の通所施設	心身の障がい等に応じた保育、発達支援、教育を行います。	16	（詳しいことは、お問い合わせください。）					
	地域活動支援センター	通所により、共同作業訓練、生活指導等を行います。	18	（詳しいことは、お問い合わせください。）					
第5章 医療費の給付・助成	重度心身障害者医療費助成	心身に障がいのある方等が支払う医療費の一部を助成します。	19	/	/	●	/	/	/
	自立支援医療の給付	「更生医療」及び「精神通院医療」、「育成医療」にかかる費用等を給付します。	20	更生医療、精神通院医療、育成医療の給付が必要と認められる方が対象です。					
	難病の方への医療費の助成	指定難病及び特定疾患（難病）治療にかかる一部負担金を助成します。	21	特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患患者医療受給者証の交付を受けている方が対象です。					
	疾病治療費の給付等	治療中の疾病により、医療費の給付や助成が受けられる場合があります。	25	治療用装具や、人工透析・血友病・小児慢性特定疾患の治療が必要と認められる方が対象です。					
第6章 年金・手当・共済制度	障害年金	病気やけがにより身体に障がいが発生したとき、年金が支給されます。	27	/	/	※	/	/	/
	特別児童扶養手当	心身に障がい等を有する児童の養育者を対象に支給される手当です。	29	/	/	※	/	/	/
	障害児福祉手当	重度障がい児本人を対象に支給される手当です。	29	/	/	※	/	/	/
	特別障害者手当	特別障がい者本人を対象に支給される手当です。	29	/	/	※	/	/	/
	児童扶養手当	母親など児童の養育者に支給される手当です。	30	/	/	※	/	/	/
	心身障害者扶養共済制度	心身に障がいがある方の保護者等を加入対象とした扶養共済制度です。	34	/	/	●	/	/	/
第7章 各種料金の助成・減免等	重度身体障害者等交通費助成	重度の身体障がい等を有する方に、交通費の一部を助成します。	35	/	/	/	/	/	/
	障害者等通所・通園交通費助成	池田町外にある障がい者施設等への通所や通園に係る交通費の一部を助成します。	36	池田町外にある障がい者施設等へ通所又は通園している方が対象です。					
	指定難病患者及び特定疾患患者通院費等助成	指定難病及び特定疾患の治療のための通院費の一部を助成します。	37	特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患患者医療受給者証の交付を受けている方が対象です。					
	腎臓機能障がい者通院費助成	人工透析療法のための通院にかかる経費の一部を助成します。	38	人工透析療養のため、他市町村の医療機関へ通院している方が対象です。					
	NHK放送受信料の減免	NHK放送受信料が減額又は免除されます。	39	/	/	●	●	/	/
	電話番号案内料金の免除	N T T 電話番号案内の利用料が免除されます。	41	/	/	●	●	/	/

章	制度等の名称	内 容	ページ	1級	2級	3級	4級	5級	6級
第7章 各種料金の 助成・ 減免等	携帯電話基本使用料等の割引	携帯電話基本使用料等が減額されます。	41	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	バス運賃の減額	交通機関利用料金が減額されます。	42	/	/	●	●	/	/
	池田町コミュニティバス乗車料金の減免	池田町コミュニティバスの乗車料金が減額されます。	43	/	/	●	●	/	/
	十勝バス運賃の助成(池田町内)	町内(北部地域)で運行する十勝バスの乗車運賃が助成されます。	44	/	/	●	●	/	/
	航空運賃の減額	交通機関利用料金が減額されます。	45	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	JR旅客運賃の減額	交通機関利用料金が減額されます。	45	/	/	●	●	/	/
	有料道路通行料金の減額	有料道路の通行料金が減額されます。	46	/	/	●	●	/	/
	ハイヤー(タクシー)利用料金の減額	ハイヤー(タクシー)利用料金が減額されます。	47	/	/	●	●	/	/
第8章 税の控除 ・減免等	所得税・町道民税の控除	障がい者を扶養している方は、所得控除が受けられる場合があります。	48	/	/	●	●	/	/
	医療費の控除	おむつ購入等医療費控除の対象を記載しています。	49	医師又は歯科医師による、診療費、通院費、看護料のほか、おむつ購入費用等も対象となります。					
	自動車税種別割等の免除	自動車税種別割・環境性能割等の免除が受けられる場合があります。	51	/	/	※	/	/	/
	利子の非課税	心身に障がいのある方の貯蓄について、一定範囲内において非課税になります。	53	/	/	●	●	/	/
	事業税の減免	あんま・はり等医業に類する事業について、事業税が免除されます。	53	/	/	/	/	/	/
	相続税の控除	心身に障がいがある方が財産を相続したときは、相続税の控除が受けられます。	54	/	/	●	●	/	/
	贈与税の非課税	重度の障がいのある方への贈与を信託する場合、贈与税が非課税となります。	54	/	/	/	/	/	/
第9章 その他各 種制度等	ヘルプマーク	外見からは配慮や援助の必要が分からない方に対し、ヘルプマークを配布します。	55	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	郵便による不在者投票	郵便による不在者投票を行うことができます。	55	/	/	●	/	/	/
	特別駐車許可	駐車禁止の制限が緩和される場合があります。	55	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	身体障害者補助犬の貸与	目や耳、手足に不自由のある方の生活をお手伝いする盲導犬、介助犬、聴導犬を貸与します。	56	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	聴覚障害者用ファックス110番・メール110番	ファックスや携帯電話のEメール機能を利用して110番通報ができます。	56	/	/	●	●	/	/
	Net119緊急通報システム	音声による通報が困難な方が、携帯電話などを用いて簡単な操作で119番通報ができます。	56	/	/	●	●	/	/
	パソコンボランティア派遣事業	障がいのある方でパソコンを利用したいと考えている方等の相談を受けます。	56	/	/	●	●	/	/
	聴覚障害者向け映像ライブラリー	字幕、手話入りのDVDを借りることができます。	57	/	/	/	/	/	/
	地域あんしんセンターいけだ	地域で安心して暮らすための相談に応じ、在宅での生活支援に必要なサービスを提供します。	58	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	池田町災害時避難行動要支援者名簿への登録	災害時に避難支援等を受けることができます。	60	/	/	/	/	/	/

障がい者制度の早見表 ～肢体不自由の方対象（上肢・下肢・体幹・運動機能障がい）～

●=おおそ対象、△=一部対象、※=お問い合わせください（なお、別に要件が必要なものもあります。ご注意ください。）

章	制度等の名称	内 容	ページ	1級	2級	3級	4級	5級	6級
第1章 各種障がい者手帳	身体障害者手帳	身体障害者手帳の交付により、各種制度の利用が可能です。	1	●	●	●	●	●	●
	療育手帳	療育手帳の交付により、各種制度の利用が可能です。	2						
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳の交付により、各種制度の利用が可能です。	3						
第2章 補装具・福祉用具の給付	補装具	身体の障がい部分を補う装具を交付・修理・借受けすることができます。	4	●	●	●	●	●	●
	日常生活用具給付等事業	日常生活に必要な福祉用具を給付又は貸与します。	6	●	●				
	住宅改修費給付	住宅の段差解消等の改修にかかる費用について給付します。	11	●	●				
	自動車改造費助成	障がいのある方が自動車を改造する場合の費用の一部を助成します。	12	●	●				
第3章 在宅・福祉施設サービス	障害福祉サービス	在宅サービスや施設入所等のサービスを行います。	13	※	※	※	※	※	※
	障害児通所支援等	心身に障がいのある児童が入所する施設です。	15	※	※	※	※	※	※
第4章 福祉施設通所サービス等	保育・発達支援・教育等の通所施設	心身の障がい等に応じた保育、発達支援、教育を行います。	16	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	地域活動支援センター	通所により、共同作業訓練、生活指導等を行います。	18	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
第5章 医療費の給付・助成	重度心身障害者医療費助成	心身に障がいのある方等が支払う医療費の一部を助成します。	19	●	●	※			
	自立支援医療の給付	「更生医療」及び「精神通院医療」、「育成医療」にかかる費用等を給付します。	20	更生医療、精神通院医療、育成医療の給付が必要と認められる方が対象です。					
	難病の方への医療費の助成	指定難病及び特定疾患（難病）治療にかかる一部負担金を助成します。	21	特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患患者医療受給者証の交付を受けている方が対象です。					
	疾病治療費の給付等	治療中の疾病により、医療費の給付や助成が受けられる場合があります。	25	治療用装具や、人工透析・血友病・小児慢性特定疾患の治療が必要と認められる方が対象です。					
第6章 年金・手当・共済制度	障害年金	病気やけがにより身体に障がいが発生したとき、年金が支給されます。	27	※	※	※	※		
	特別児童扶養手当	心身に障がい等を有する児童の養育者を対象に支給される手当です。	29	※	※	※	※		
	障害児福祉手当	重度障がい児本人を対象に支給される手当です。	29	※	※	※	※		
	特別障害者手当	特別障がい者本人を対象に支給される手当です。	29	※	※	※	※		
	児童扶養手当	母親など児童の養育者に支給される手当です。	30	※	※	※	※		
	心身障害者扶養共済制度	心身に障がいがある方の保護者等を加入対象とした扶養共済制度です。	34	●	●	●			
第7章 各種料金の助成・減免等	重度身体障害者等交通費助成	重度の身体障がい等を有する方に、交通費の一部を助成します。	35	●	●	●			
	障害者等通所・通園交通費助成	池田町外にある障がい者施設等への通所や通園に係る交通費の一部を助成します。	36	池田町外にある障がい者施設等へ通所又は通園している方が対象です。					
	指定難病患者及び特定疾患患者通院費等助成	指定難病及び特定疾患の治療のための通院費の一部を助成します。	37	特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患患者医療受給者証の交付を受けている方が対象です。					
	腎臓機能障がい者通院費助成	人工透析療法のための通院にかかる経費の一部を助成します。	38	人工透析療養のため、他市町村の医療機関へ通院している方が対象です。					
	NHK放送受信料の減免	NHK放送受信料が減額又は免除されます。	39	●	●	●	●	●	●
	電話番号案内料金の免除	N T T 電話番号案内の利用料が免除されます。	41	△	△				

章	制度等の名称	内 容	ページ	1級	2級	3級	4級	5級	6級
第7章 各種料金の 助成・ 減免等	携帯電話基本使用料等の割引	携帯電話基本使用料等が減額されます。	41	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	バス運賃の減額	交通機関利用料金が減額されます。	42	●	●	●	●	●	●
	池田町コミュニティバス乗車料金の減免	池田町コミュニティバスの乗車料金が減額されます。	43	●	●	●	●	●	●
	十勝バス運賃の助成(池田町内)	町内(北部地域)で運行する十勝バスの乗車運賃が助成されます。	44	●	●	●	●	●	●
	航空運賃の減額	交通機関利用料金が減額されます。	45	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	JR旅客運賃の減額	交通機関利用料金が減額されます。	45	●	●	●	●	●	●
	有料道路通行料金の減額	有料道路の通行料金が減額されます。	46	●	●	●	●	●	●
	ハイヤー(タクシー)利用料金の減額	ハイヤー(タクシー)利用料金が減額されます。	47	●	●	●	●	●	●
第8章 税の控除 ・減免等	所得税・町道民税の控除	障がい者を扶養している方は、所得税控除が受けられる場合があります。	48	●	●	●	●	●	●
	医療費の控除	おむつ購入等医療費控除の対象を記載しています。	49	医師又は歯科医師による、診療費、通院費、看護料のほか、おむつ購入費用等も対象となります。					
	自動車税種別割等の免除	自動車税種別割・環境性能割等の免除が受けられる場合があります。	51	●	●	●	△	△	△
	利子の非課税	心身に障がいのある方の貯蓄について、一定範囲内において非課税になります。	53	●	●	●	●	●	●
	事業税の減免	あんま・はり等医業に類する事業について、事業税が免除されます。	53						
	相続税の控除	心身に障がいがある方が財産を相続したときは、相続税の控除が受けられます。	54	●	●	●	●	●	●
	贈与税の非課税	重度の障がいのある方への贈与を信託する場合、贈与税が非課税となります。	54	●	●				
第9章 その他各 種制度等	ヘルプマーク	外見からは配慮や援助の必要が分からない方に対し、ヘルプマークを配布します。	55	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	郵便による不在者投票	郵便による不在者投票を行うことができます。	55	△	△				
	特別駐車許可	駐車禁止の制限が緩和される場合があります。	55	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	身体障害者補助犬の貸与	目や耳、手足に不自由のある方の生活をお手伝いする盲導犬、介助犬、聴導犬を貸与します。	56	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	聴覚障害者用ファックス110番・メール110番	ファックスや携帯電話のEメール機能を利用して110番通報ができます。	56						
	Net119緊急通報システム	音声による通報が困難な方が、携帯電話などを用いて簡単な操作で119番通報ができます。	56						
	パソコンボランティア派遣事業	障がいのある方でパソコンを利用したいと考えている方等の相談を受けます。	56	●	●	●	●	●	●
	聴覚障害者向け映像ライブラリー	字幕、手話入りのDVDを借りることができます。	57						
	地域あんしんセンターいけだ	地域で安心して暮らすための相談に応じ、在宅での生活支援に必要なサービスを提供します。	58	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	池田町災害時避難行動要支援者名簿への登録	災害時に避難支援等を受けることができます。	60	●	●				

障がい者制度の早見表

～内部障がいの方対象

(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓)～

●=おおよそ対象、△=一部対象、※=お問い合わせください(なお、別に要件が必要なものもあります。ご注意ください。)

章	制度等の名称	内 容	ページ	1級	2級	3級	4級	5級	6級
第1章 各種障がい者手帳	身体障害者手帳	身体障害者手帳の交付により、各種制度の利用が可能です。	1	●	●	●	●		
	療育手帳	療育手帳の交付により、各種制度の利用が可能です。	2						
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳の交付により、各種制度の利用が可能です。	3						
第2章 補装具・福祉用具の給付	補装具	身体の障がい部分を補う装具を交付・修理・借受けすることができます。	4	●	●	●	●		
	日常生活用具給付等事業	日常生活に必要な福祉用具を給付又は貸与します。	6	●	●	△	△		
	住宅改修費給付	住宅の段差解消等の改修にかかる費用について給付します。	11						
	自動車改造費助成	障がいのある方が自動車を改造する場合の費用の一部を助成します。	12						
第3章 在宅・福祉施設サービス	障害福祉サービス	在宅サービスや施設入所等のサービスを行います。	13	※	※	※	※	※	※
	障害児通所支援等	心身に障がいのある児童が入所する施設です。	15	※	※	※	※	※	※
第4章 福祉施設通所サービス等	保育・発達支援・教育等の通所施設	心身の障がい等に応じた保育、発達支援、教育を行います。	16	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	地域活動支援センター	通所により、共同作業訓練、生活指導等を行います。	18	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
第5章 医療費の給付・助成	重度心身障害者医療費助成	心身に障がいのある方等が支払う医療費の一部を助成します。	19	●	●	●			
	自立支援医療の給付	「更生医療」及び「精神通院医療」、「育成医療」にかかる費用等を給付します。	20	更生医療、精神通院医療、育成医療の給付が必要と認められる方が対象です。					
	難病の方への医療費の助成	指定難病及び特定疾患(難病)治療にかかる一部負担金を助成します。	21	特定医療費(指定難病)受給者証又は特定疾患患者医療受給者証の交付を受けている方が対象です。					
	疾病治療費の給付等	治療中の疾病により、医療費の給付や助成が受けられる場合があります。	25	治療用装具や、人工透析・血友病・小児慢性特定疾患の治療が必要と認められる方が対象です。					
第6章 年金・手当・共済制度	障害年金	病気やけがにより身体に障がいが発生したとき、年金が支給されます。	27	※	※	※	※		
	特別児童扶養手当	心身に障がい等を有する児童の養育者を対象に支給される手当です。	29	※	※	※	※		
	障害児福祉手当	重度障がい児本人を対象に支給される手当です。	29	※	※	※	※		
	特別障害者手当	特別障がい者本人を対象に支給される手当です。	29	※	※	※	※		
	児童扶養手当	母親など児童の養育者に支給される手当です。	30	※	※	※	※		
	心身障害者扶養共済制度	心身に障がいがある方の保護者等を加入対象とした扶養共済制度です。	34	●	●	●			
第7章 各種料金の助成・減免等	重度身体障害者等交通費助成	重度の身体障がい等を有する方に、交通費の一部を助成します。	35	●					
	障害者等通所・通園交通費助成	池田町外にある障がい者施設等への通所や通園に係る交通費の一部を助成します。	36	池田町外にある障がい者施設等へ通所又は通園している方が対象です。					
	指定難病患者及び特定疾患患者通院費等助成	指定難病及び特定疾患の治療のための通院費の一部を助成します。	37	特定医療費(指定難病)受給者証又は特定疾患患者医療受給者証の交付を受けている方が対象です。					
	腎臓機能障がい者通院費助成	人工透析療法のための通院にかかる経費の一部を助成します。	38	人工透析療養のため、他市町村の医療機関へ通院している方が対象です。					
	NHK放送受信料の減免	NHK放送受信料が減額又は免除されます。	39	●	●	●	●		
	電話番号案内料金の免除	N T T 電話番号案内の利用料が免除されます。	41						

章	制度等の名称	内 容	ページ	1級	2級	3級	4級	5級	6級
第7章 各種料金の 助成・ 減免等	携帯電話基本使用料等の割引	携帯電話基本使用料等が減額されます。	41	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	バス運賃の減額	交通機関利用料金が減額されます。	42	●	●	●	●		
	池田町コミュニティバス乗車料金の減免	池田町コミュニティバスの乗車料金が減額されます。	43	●	●	●	●		
	十勝バス運賃の助成(池田町内)	町内(北部地域)で運行する十勝バスの乗車運賃が助成されます。	44	●	●	●	●		
	航空運賃の減額	交通機関利用料金が減額されます。	45	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	JR旅客運賃の減額	交通機関利用料金が減額されます。	45	●	●	●	●		
	有料道路通行料金の減額	有料道路の通行料金が減額されます。	46	●	●	●	●		
	ハイヤー(タクシー)利用料金の減額	ハイヤー(タクシー)利用料金が減額されます。	47	●	●	●	●		
第8章 税の控除 ・減免等	所得税・町道民税の控除	障がい者を扶養している方は、所得控除が受けられる場合があります。	48	●	●	●	●		
	医療費の控除	おむつ購入等医療費控除の対象を記載しています。	49	医師又は歯科医師による、診療費、通院費、看護料のほか、おむつ購入費用等も対象となります。					
	自動車税種別割等の免除	自動車税種別割・環境性能割等の免除が受けられる場合があります。	51	●	●	●	●		
	利子の非課税	心身に障がいのある方の貯蓄について、一定範囲内において非課税になります。	53	●	●	●	●		
	事業税の減免	あんま・はり等医業に類する事業について、事業税が免除されます。	53						
	相続税の控除	心身に障がいがある方が財産を相続したときは、相続税の控除が受けられます。	54	●	●	●	●		
	贈与税の非課税	重度の障がいのある方への贈与を信託する場合、贈与税が非課税となります。	54	●	●				
第9章 その他各 種制度等	ヘルプマーク	外見からは配慮や援助の必要が分からない方に対し、ヘルプマークを配布します。	55	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	郵便による不在者投票	郵便による不在者投票を行うことができます。	55	●	●	●			
	特別駐車許可	駐車禁止の制限が緩和される場合があります。	55	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	身体障害者補助犬の貸与	目や耳、手足に不自由のある方の生活をお手伝いする盲導犬、介助犬、聴導犬を貸与します。	56	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	聴覚障害者用ファックス110番・メール110番	ファックスや携帯電話のEメール機能を利用して110番通報ができます。	56						
	Net119緊急通報システム	音声による通報が困難な方が、携帯電話などを用いて簡単な操作で119番通報ができます。	56						
	パソコンボランティア派遣事業	障がいのある方でパソコンを利用したいと考えている方等の相談を受けます。	56	●	●	●	●		
	聴覚障害者向け映像ライブラリー	字幕、手話入りのDVDを借りることができます。	57						
	地域あんしんセンターいけだ	地域で安心して暮らすための相談に応じ、在宅での生活支援に必要なサービスを提供します。	58	(詳しいことは、お問い合わせください。)					
	池田町災害時避難行動要支援者名簿への登録	災害時に避難支援等を受けることができます。	60	●	●				

障がい者制度の早見表 ～知的障がいの方対象～

●=おおそ対象、△=一部対象、※=お問い合わせください（なお、別に要件が必要なものもあります。ご注意ください。）

章	制度等の名称	内 容	ページ	A	B
第1章 各種障がい者手帳	身体障害者手帳	身体障害者手帳の交付により、各種制度の利用が可能です。	1		
	療育手帳	療育手帳の交付により、各種制度の利用が可能です。	2	●	●
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳の交付により、各種制度の利用が可能です。	3		
第2章 補装具・福祉用具の給付	補装具	身体の障がい部分を補う装具を交付・修理・借受けすることができます。	4		
	日常生活用具給付等事業	日常生活に必要な福祉用具を給付又は貸与します。	6	●	
	住宅改修費給付	住宅の段差解消等の改修にかかる費用について給付します。	11		
	自動車改造費助成	障がいのある方が自動車を改造する場合の費用の一部を助成します。	12		
第3章 在宅・福祉施設サービス	障害福祉サービス	在宅サービスや施設入所等のサービスを行います。	13	※	※
	障害児通所支援等	心身に障がいのある児童が入所する施設です。	15	※	※
第4章 福祉施設通所サービス等	保育・発達支援・教育等の通所施設	心身の障がい等に応じた保育、発達支援、教育を行います。	16	(詳しいことは、お問い合わせください。)	
	地域活動支援センター	通所により、共同作業訓練、生活指導等を行います。	18	(詳しいことは、お問い合わせください。)	
第5章 医療費の給付・助成	重度心身障害者医療費助成	心身に障がいのある方等が支払う医療費の一部を助成します。	19	●	
	自立支援医療の給付	「更生医療」及び「精神通院医療」、「育成医療」にかかる費用等を給付します。	20	更生医療、精神通院医療、育成医療の給付が必要と認められる方が対象です。	
	難病の方への医療費の助成	指定難病及び特定疾患（難病）治療にかかる一部負担金を助成します。	21	特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患患者医療受給者証の交付を受けている方が対象です。	
	疾病治療費の給付等	治療中の疾病により、医療費の給付や助成が受けられる場合があります。	25	治療用装具や、人工透析・血友病・小児慢性特定疾患の治療が必要と認められる方が対象です。	
第6章 年金・手当・共済制度	障害年金	病気やけがにより身体に障がいが発生したとき、年金が支給されます。	27	※	※
	特別児童扶養手当	心身に障がい等を有する児童の養育者を対象に支給される手当です。	29	※	※
	障害児福祉手当	重度障がい児本人を対象に支給される手当です。	29	※	※
	特別障害者手当	特別障がい者本人を対象に支給される手当です。	29	※	※
	児童扶養手当	母親など児童の養育者に支給される手当です。	30	※	
	心身障害者扶養共済制度	心身に障がいがある方の保護者等を加入対象とした扶養共済制度です。	34	●	●
第7章 各種料金の助成・減免等	重度身体障害者等交通費助成	重度の身体障がい等を有する方に、交通費の一部を助成します。	35		
	障害者等通所・通園交通費助成	池田町外にある障がい者施設等への通所や通園に係る交通費の一部を助成します。	36	池田町外にある障がい者施設等へ通所又は通園している方が対象です。	
	指定難病患者及び特定疾患患者通院費等助成	指定難病及び特定疾患の治療のための通院費の一部を助成します。	37	特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患患者医療受給者証の交付を受けている方が対象です。	
	腎臓機能障がい者通院費助成	人工透析療法のための通院にかかる経費の一部を助成します。	38	人工透析療養のため、他市町村の医療機関へ通院している方が対象です。	
	NHK放送受信料の減免	NHK放送受信料が減額又は免除されます。	39	●	●
	電話番号案内料金の免除	N T T 電話番号案内の利用料が免除されます。	41	●	●

章	制度等の名称	内 容	ページ	A	B
第7章 各種料金の 助成・ 減免等	携帯電話基本使用料等の割引	携帯電話基本使用料等が減額されます。	41	(詳しいことは、お問い合わせください。)	
	バス運賃の減額	交通機関利用料金が減額されます。	42	●	●
	池田町コミュニティバス乗車料金の減免	池田町コミュニティバスの乗車料金が減額されます。	43	●	●
	十勝バス運賃の助成(池田町内)	町内(北部地域)で運行する十勝バスの乗車運賃が助成されます。	44	●	●
	航空運賃の減額	交通機関利用料金が減額されます。	45	(詳しいことは、お問い合わせください。)	
	JR旅客運賃の減額	交通機関利用料金が減額されます。	45	●	●
	有料道路通行料金の減額	有料道路の通行料金が減額されます。	46	●	
	ハイヤー(タクシー)利用料金の減額	ハイヤー(タクシー)利用料金が減額されます。	47	●	●
第8章 税の控除 ・減免等	所得税・町道民税の控除	障がい者を扶養している方は、所得控除が受けられる場合があります。	48	●	●
	医療費の控除	おむつ購入等医療費控除の対象を記載しています。	49	医師又は歯科医師による、診療費、通院費、看護料のほか、おむつ購入費用等も対象となります。	
	自動車税種別割等の免除	自動車税種別割・環境性能割等の免除が受けられる場合があります。	51	●	●
	利子の非課税	心身に障がいのある方の貯蓄について、一定範囲内において非課税になります。	53	●	●
	事業税の減免	あんま・はり等医業に類する事業について、事業税が免除されます。	53		
	相続税の控除	心身に障がいがある方が財産を相続したときは、相続税の控除が受けられます。	54	●	●
	贈与税の非課税	重度の障がいのある方への贈与を信託する場合、贈与税が非課税となります。	54	●	
第9章 その他各 種制度等	ヘルプマーク	外見からは配慮や援助の必要が分からない方に対し、ヘルプマークを配布します。	55	(詳しいことは、お問い合わせください。)	
	郵便による不在者投票	郵便による不在者投票を行うことができます。	55		
	特別駐車許可	駐車禁止の制限が緩和される場合があります。	55	(詳しいことは、お問い合わせください。)	
	身体障害者補助犬の貸与	目や耳、手足に不自由のある方の生活をお手伝いする盲導犬、介助犬、聴導犬を貸与します。	56	(詳しいことは、お問い合わせください。)	
	聴覚障害者用ファックス110番・メール110番	ファックスや携帯電話のEメール機能を利用して110番通報ができます。	56		
	Net119緊急通報システム	音声による通報が困難な方が、携帯電話などを用いて簡単な操作で119番通報ができます。	56		
	パソコンボランティア派遣事業	障がいのある方でパソコンを利用したいと考えている方等の相談を受けます。	56		
	聴覚障害者向け映像ライブラリー	字幕、手話入りのDVDを借りることができます。	57		
	地域あんしんセンターいけだ	地域で安心して暮らすための相談に応じ、在宅での生活支援に必要なサービスを提供します。	58	(詳しいことは、お問い合わせください。)	
	池田町災害時避難行動要支援者名簿への登録	災害時に避難支援等を受けることができます。	60	●	

障がい者制度の早見表 ～精神障がいの方対象～

●=おおよそ対象、△=一部対象、※=お問い合わせください（なお、別に要件が必要なものもあります。ご注意ください。）

章	制度等の名称	内 容	ページ	1級	2級	3級
第1章 各種障がい者手帳	身体障害者手帳	身体障害者手帳の交付により、各種制度の利用が可能です。	1			
	療育手帳	療育手帳の交付により、各種制度の利用が可能です。	2			
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳の交付により、各種制度の利用が可能です。	3	●	●	●
第2章 補装具・福祉用具の給付	補装具	身体の障がい部分を補う装具を交付・修理・借受けすることができます。	4			
	日常生活用具給付等事業	日常生活に必要な福祉用具を給付又は貸与します。	6			
	住宅改修費給付	住宅の段差解消等の改修にかかる費用について給付します。	11			
	自動車改造費助成	障がいのある方が自動車を改造する場合の費用の一部を助成します。	12			
第3章 在宅・福祉施設サービス	障害福祉サービス	在宅サービスや施設入所等のサービスを行います。	13	※	※	※
	障害児通所支援等	心身に障がいのある児童が入所する施設です。	15	※	※	※
第4章 福祉施設通所サービス等	保育・発達支援・教育等の通所施設	心身の障がい等に応じた保育、発達支援、教育を行います。	16	（詳しいことは、お問い合わせください。）		
	地域活動支援センター	通所により、共同作業訓練、生活指導等を行います。	18	（詳しいことは、お問い合わせください。）		
第5章 医療費の給付・助成	重度心身障害者医療費助成	心身に障がいのある方等が支払う医療費の一部を助成します。	19	●		
	自立支援医療の給付	「更生医療」及び「精神通院医療」、「育成医療」にかかる費用等を給付します。	20	更生医療、精神通院医療、育成医療の給付が必要と認められる方が対象です。		
	難病の方への医療費の助成	指定難病及び特定疾患（難病）治療にかかる一部負担金を助成します。	21	特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患患者医療受給者証の交付を受けている方が対象です。		
	疾病治療費の給付等	治療中の疾病により、医療費の給付や助成が受けられる場合があります。	25	治療用装具や、人工透析・血友病・小児慢性特定疾患の治療が必要と認められる方が対象です。		
第6章 年金・手当・共済制度	障害年金	病気やけがにより身体に障がいが発生したとき、年金が支給されます。	27	※	※	※
	特別児童扶養手当	心身に障がいを有する児童の養育者を対象に支給される手当です。	29	※	※	※
	障害児福祉手当	重度障がい児本人を対象に支給される手当です。	29	※	※	※
	特別障害者手当	特別障がい者本人を対象に支給される手当です。	29	※	※	※
	児童扶養手当	母親など児童の養育者に支給される手当です。	30	※	※	※
	心身障害者扶養共済制度	心身に障がいがある方の保護者等を加入対象とした扶養共済制度です。	34	●	●	●
第7章 各種料金の助成・減免等	重度身体障害者等交通費助成	重度の身体障がいを有する方に、交通費の一部を助成します。	35			
	障害者等通所・通園交通費助成	池田町外にある障がい者施設等への通所や通園に係る交通費の一部を助成します。	36	池田町外にある障がい者施設等へ通所又は通園している方が対象です。		
	指定難病患者及び特定疾患患者通院費等助成	指定難病及び特定疾患の治療のための通院費の一部を助成します。	37	特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患患者医療受給者証の交付を受けている方が対象です。		
	腎臓機能障がい者通院費助成	人工透析療法のための通院にかかる経費の一部を助成します。	38	人工透析療養のため、他市町村の医療機関へ通院している方が対象です。		
	NHK放送受信料の減免	NHK放送受信料が減額又は免除されます。	39	●	●	●
	電話番号案内料金の免除	N T T 電話番号案内の利用料が免除されます。	41	●	●	●

章	制度等の名称	内 容	ページ	1級	2級	3級
第7章 各種料金の 助成・ 減免等	携帯電話基本使用料等の割引	携帯電話基本使用料等が減額されます。	41	(詳しいことは、お問い合わせください。)		
	バス運賃の減額	交通機関利用料金が減額されます。	42	●	●	●
	池田町コミュニティバス乗車料金の減免	池田町コミュニティバスの乗車料金が減額されます。	43	●	●	●
	十勝バス運賃の助成(池田町内)	町内(北部地域)で運行する十勝バスの乗車運賃が助成されます。	44	●	●	●
	航空運賃の減額	交通機関利用料金が減額されます。	45	(詳しいことは、お問い合わせください。)		
	JR旅客運賃の減額	交通機関利用料金が減額されます。	45			
	有料道路通行料金の減額	有料道路の通行料金が減額されます。	46			
	ハイヤー(タクシー)利用料金の減額	ハイヤー(タクシー)利用料金が減額されます。	47	●	●	●
第8章 税の控除 ・減免等	所得税・町道民税の控除	障がい者を扶養している方は、所得控除が受けられる場合があります。	48	●	●	●
	医療費の控除	おむつ購入等医療費控除の対象を記載しています。	49	医師又は歯科医師による、診療費、通院費、看護料のほか、おむつ購入費用等も対象となります。		
	自動車税種別割等の免除	自動車税種別割・環境性能割等の免除が受けられる場合があります。	51	●	●	●
	利子の非課税	心身に障がいのある方の貯蓄について、一定範囲内において非課税になります。	53	●	●	●
	事業税の減免	あんま・はり等医業に類する事業について、事業税が免除されます。	53			
	相続税の控除	心身に障がいがある方が財産を相続したときは、相続税の控除が受けられます。	54	●	●	●
	贈与税の非課税	重度の障がいのある方への贈与を信託する場合、贈与税が非課税となります。	54	●		
第9章 その他各 種制度等	ヘルプマーク	外見からは配慮や援助の必要が分からない方に対し、ヘルプマークを配布します。	55	(詳しいことは、お問い合わせください。)		
	郵便による不在者投票	郵便による不在者投票を行うことができます。	55			
	特別駐車許可	駐車禁止の制限が緩和される場合があります。	55	(詳しいことは、お問い合わせください。)		
	身体障害者補助犬の貸与	目や耳、手足に不自由のある方の生活をお手伝いする盲導犬、介助犬、聴導犬を貸与します。	56	(詳しいことは、お問い合わせください。)		
	聴覚障害者用ファックス110番・メール110番	ファックスや携帯電話のEメール機能を利用して110番通報ができます。	56			
	Net119緊急通報システム	音声による通報が困難な方が、携帯電話などを用いて簡単な操作で119番通報ができます。	56			
	パソコンボランティア派遣事業	障がいのある方でパソコンを利用したいと考えている方等の相談を受けます。	56			
	聴覚障害者向け映像ライブラリー	字幕、手話入りのDVDを借りることができます。	57			
	地域あんしんセンターいけだ	地域で安心して暮らすための相談に応じ、在宅での生活支援に必要なサービスを提供します。	58	(詳しいことは、お問い合わせください。)		
	池田町災害時避難行動要支援者名簿への登録	災害時に避難支援等を受けることができます。	60	●	●	

相談の窓口・保健福祉関係機関等

「池田町」の関係機関

相談・手続等の窓口		所在地	電話番号	
池田町保健センター	福祉課	福祉係	池田町字西3条5丁目 572-2100	
		高齢者支援係		
		包括支援係		
	保健子育て課	保健総務係		
		保健推進係		
		子育て支援係		
池田町発達支援センター (池田町保健センター内)		池田町字西3条5丁目	572-5495	
池田町役場	町民課	戸籍年金係	役場庁舎1階 572-3114	
		保険係		
	税務課	税務係		572-3214
		資産税係		572-3269
建設水道課	建設管理係	572-3112		
企画財政課	企画統計係	役場庁舎2階	572-3181	
十勝いけだ地域医療センター		池田町字西2条5丁目	572-3181	
池田消防署		池田町字西2条11丁目	572-3119	

「国」・「北海道」等の関係機関

相談・手続等の窓口	所在地	電話番号
十勝総合振興局 社会福祉課	帯広市東3条南3丁目	0155-27-8516
十勝総合振興局 課税課		0155-27-8505
帯広保健所		0155-27-8634
帯広児童相談所	帯広市東1条南1丁目1-2	0155-22-5100
帯広年金事務所	帯広市西1条南1丁目	0155-65-5002
十勝池田税務署	池田町字旭町1丁目8 8	572-2171
池田警察署	池田町字西3条6丁目10	572-0110

障害者相談員

名称		住所	電話番号
身体障害者相談員	岡田 竜太郎	池田町字利別西町 3 5 - 4	572-2820
知的障害者相談員	山越 恵美子	池田町字利別西町 1 0 - 4	572-5660

池田町内の福祉関係機関

福祉関係機関	所在地	電話番号
社会福祉法人 池田町社会福祉協議会	池田町字西 3 条 6 丁目 1 4 - 1 ふれあいセンター 内	579-2222
地域あんしんセンター いけだ	池田町字西 3 条 6 丁目 1 4 - 1 ふれあいセンター 内	578-7100
特定非営利活動法人 クローバー共同作業所	池田町字西 3 条 6 丁目 1 4 - 1 ふれあいセンター 2 階	572-3683
社会福祉法人 池田光寿会	池田町字西 2 条 1 0 丁目 2 - 2 0	572-5955
就労支援センター こんばす	池田町字利別本町 2 6	572-4653
社会福祉法人北勝光生会 生活介護事業所・相談支援 事業所こんばす	池田町字利別南町 6 - 6	578-7530
特定非営利活動法人 虹の家	池田町字利別西町 3 2 - 1 6	578-7211
一般社団法人 福祉サポートとかち野	池田町字利別西町 7 7 - 1 2	578-9041

池田町内の福祉等関係団体

福祉関係団体	住所(事務局)	電話番号
池田町民生児童委員協議会	池田町保健センター 福祉課福祉係	572-2100
身体障害者福祉協会 池田町分会	池田町字西 3 条 6 丁目 1 4 - 1 ふれあいセンター 社会福祉法人 池田町社会福祉協議会内	579-2222
池田町母子寡婦会		
池田町遺族会		
池田町老人クラブ連合会		
池田町町内会連合会		

福祉ガイド

編集・発行 池田町保健センター 福祉課 福祉係

〒083 - 0023 住所：池田町字西3条5丁目
電話：572 2100